

中国地方建設業社会保険加入推進協議会（第1回）

議事次第

日 時：平成30年2月26日（月）
13：15～14：00
会 場：広島合同庁舎1号館附属棟
2階大会議室

1. 開 会

2. 挨拶

国土交通省 中国地方整備局 建政部長 澁谷 慎一

3. 議 事

- ① 協議会規約の改正について
- ② 建設業社会保険推進連絡協議会（全国協議会）の取組について
・取組状況と今後の取組の方向性について
- ③ 意見交換

4. 閉 会

以 上

【 配布資料 】

議事次第（本紙）

中国地方建設業社会保険加入推進協議会規約（案）	1
資料1 平成29年度の取組状況について	5
資料2 社会保険加入等の状況について	21
資料3 今後の取組の方向性について	33
参考資料1 建設キャリアアップシステムについて	35
参考資料2 社会保険加入対策に係る平成30年度予算について	47

中国地方建設業社会保険加入推進協議会規約（改正案）

（名称）

第1条 本協議会は、中国地方建設業社会保険加入推進協議会（以下「中国地方協議会」という。）という。

（目的）

第2条 中国地方協議会は、国土交通本省において設置された「建設業社会保険推進連絡協議会」（以下「全国協議会」という。）における取組方針等を踏まえて、中国地方の行政、建設企業その他建設業に関わる者が一体となって、同地方の建設業者の実情に応じた社会保険加入対策を推進することを目的とする。

（活動内容）

第3条 中国地方協議会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- 一 社会保険加入対策を進める上での課題に関する意見の交換
- 二 社会保険加入対策に関する取組方針についての協議・確認
- 三 社会保険加入の徹底に向けた周知及び啓発
- 四 関係者の取組状況の情報共有及び意見の交換
- 五 その他協議会の目的を達成するために必要な活動

（構成員）

第4条 中国地方協議会は、次に掲げる構成員をもって組織する。

- 一 建設業者団体
 - 二 建設業に関係する団体（第一号に掲げるものを除く）
 - 三 厚生労働省 中国四国厚生局
 - 四 厚生労働省 鳥取労働局、島根労働局、岡山労働局、広島労働局及び山口労働局
 - 五 国土交通省 中国地方整備局
 - 六 鳥取県、島根県、岡山県、広島県及び山口県
 - 七 日本年金機構 中国地域部
 - 八 その他中国地方協議会が必要と認める者
- 2 新たに構成員となろうとする者は、次条に規定する会長の承認を得て構成員となる。

（会長）

第5条 中国地方協議会に会長及び副会長若干名を置く。

- 2 会長は、中国地方整備局建政部長をもってあてる。
- 3 会長は、中国地方協議会を代表し、運営を統括する。
- 4 会長は、副会長を指名し、副会長のうち1名を会長代行に指名することができる。

（副会長）

第6条 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

2 副会長の任期は3年とする。ただし、再任は妨げない。

(中国地方協議会の招集)

第7条 中国地方協議会の招集は、会長が行う。

2 中国地方協議会は、年1回以上開催する。

(ワーキンググループ)

第8条 中国地方協議会の円滑な運営に資するため、中国地方協議会にワーキンググループを置くことができる。

2 ワーキンググループは、第4条第1項に掲げる構成員のうち、会長が指定した者により組織する。

3 ワーキンググループは、必要があると認めるときは、前項に掲げた者以外の者の出席を求めることができる。

4 ワーキンググループの組織並びに必要な事項は、ワーキンググループにおいて定める。

(事務局)

第9条 中国地方協議会の事務は、中国地方整備局建政部計画・建設産業課が行う。

(雑則)

第10条 本規約に定めるもののほか、中国地方協議会の運営に必要な事項は、事務局が中国地方協議会に諮って定める。

2 中国地方協議会開催に係る諸謝金等の支払いについては、行わない。

附 則

この規約は、平成24年8月30日より施行する。

この規約は、平成 年 月 日より施行する。

改正後（案）	改正前（現行）
<p>中国地方建設業社会保険加入推進協議会規約</p> <p>（名称） 第1条 本協議会は、中国地方建設業社会保険加入推進協議会（以下「中国地方協議会」という。）という。</p> <p>（目的） 第2条 中国地方協議会は、国土交通本省において設置された「建設業社会保険推進連絡協議会」（以下「全国協議会」という。）における取組方針等を踏まえて、中国地方の行政、建設企業その他建設業に関わる者が一体となって、同地方の建設業者の実情に応じた社会保険加入対策を推進することを目的とする。</p> <p>（活動内容） 第3条 中国地方協議会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。 一 社会保険加入対策を進める上での課題に関する意見の交換 二 社会保険加入対策に関する取組方針についての協議・確認 三 社会保険加入の徹底に向けた周知及び啓発 四 関係者の取組状況の情報共有及び意見の交換 五 その他協議会の目的を達成するために必要な活動</p> <p>（構成員） 第4条 中国地方協議会は、次に掲げる構成員をもって組織する。 一 建設業者団体 二 建設業に関係する団体（第一号に掲げるものを除く） 三 厚生労働省 中国四国厚生局 四 厚生労働省 鳥取労働局、島根労働局、岡山労働局、広島労働局及び山口労働局 五 国土交通省 中国地方整備局 六 鳥取県、島根県、岡山県、広島県及び山口県 七 日本年金機構 中国地域部 八 その他中国地方協議会が必要と認める者 2 新たに構成員となろうとする者は、次条に規定する会長の承認を得て構成員となる。</p>	<p>社会保険未加入対策推進中国地方協議会規約</p> <p>（名称） 第1条 本協議会は、社会保険未加入対策推進中国地方協議会（以下「中国地方協議会」という。）という。</p> <p>（目的） 第2条 中国地方協議会は、国土交通本省において設置された「社会保険未加入対策推進協議会」（以下「全国協議会」という。）における取組方針等を踏まえて、中国地方の行政、建設企業その他建設業に関わる者が一体となって、同地方の建設業者の実情に応じた社会保険未加入対策を推進することを目的とする。</p> <p>（活動内容） 第3条 中国地方協議会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。 一 社会保険未加入対策を進める上での課題に関する意見の交換 二 社会保険未加入対策に関する取組方針についての協議・確認 三 社会保険加入の徹底に向けた周知及び啓発 四 関係者の取組状況の情報共有及び意見の交換 五 その他協議会の目的を達成するために必要な活動</p> <p>（構成員） 第4条 中国地方協議会は、次に掲げる構成員をもって組織する。 一 建設業者団体 二 建設業に関係する団体（第一号に掲げるものを除く） 三 厚生労働省 中国四国厚生局 四 厚生労働省 鳥取労働局、島根労働局、岡山労働局、広島労働局及び山口労働局 五 国土交通省 中国地方整備局 六 鳥取県、島根県、岡山県、広島県及び山口県 七 日本年金機構 中国ブロック本部 八 その他中国地方協議会が必要と認める者 2 新たに構成員となろうとする者は、次条に規定する会長の承認を得て構成員となる。</p>

(会長)

第5条 中国地方協議会に会長及び副会長若干名を置く。

- 2 会長は、中国地方整備局建政部長をもってあてる。
- 3 会長は、中国地方協議会を代表し、運営を統括する。
- 4 会長は、副会長を指名し、副会長のうち1名を会長代行に指名することができる。

(副会長)

第6条 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

- 2 副会長の任期は3年とする。ただし、再任は妨げない。

(中国地方協議会の招集)

第7条 中国地方協議会の招集は、会長が行う。

- 2 中国地方協議会は、年1回以上開催する。

(ワーキンググループ)

第8条 中国地方協議会の円滑な運営に資するため、中国地方協議会にワーキンググループを置くことができる。

- 2 ワーキンググループは、第4条第1項に掲げる構成員のうち、会長が指定した者により組織する。
- 3 ワーキンググループは、必要があると認めるときは、前項に掲げた者以外の者の出席を求めることができる。
- 4 ワーキンググループの組織並びに必要な事項は、ワーキンググループにおいて定める。

(事務局)

第9条 中国地方協議会の事務は、中国地方整備局建政部計画・建設産業課が行う。

(雑則)

第10条 本規約に定めるもののほか、中国地方協議会の運営に必要な事項は、事務局が中国地方協議会に諮って定める。

- 2 中国地方協議会開催に係る諸謝金等の支払いについては、行わない。

附 則

この規約は、平成24年8月30日より施行する。
この規約は、平成 年 月 日より施行する。

(会長)

第5条 中国地方協議会に会長及び副会長若干名を置く。

- 2 会長は、中国地方整備局建政部長をもってあてる。
- 3 会長は、中国地方協議会を代表し、運営を統括する。
- 4 会長は、副会長を指名し、副会長のうち1名を会長代行に指名することができる。

(副会長)

第6条 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

- 2 副会長の任期は3年とする。ただし、再任は妨げない。

(中国地方協議会の招集)

第7条 中国地方協議会の招集は、会長が行う。

- 2 中国地方協議会は、年1回以上開催する。

(ワーキンググループ)

第8条 中国地方協議会の円滑な運営に資するため、中国地方協議会にワーキンググループを置くことができる。

- 2 ワーキンググループは、第4条第1項に掲げる構成員のうち、会長が指定した者により組織する。
- 3 ワーキンググループは、必要があると認めるときは、前項に掲げた者以外の者の出席を求めることができる。
- 4 ワーキンググループの組織並びに必要な事項は、ワーキンググループにおいて定める。

(事務局)

第9条 中国地方協議会の事務は、中国地方整備局建政部計画・建設産業課が行う。

(雑則)

第10条 本規約に定めるもののほか、中国地方協議会の運営に必要な事項は、事務局が中国地方協議会に諮って定める。

- 2 中国地方協議会開催に係る諸謝金等の支払いについては、行わない。

附 則

この規約は、平成24年8月30日より施行する。

平成29年度の取組状況について

①これまで実施された取組

②今後実施する取組

中央建設業審議会「建設産業における社会保険加入の徹底について(提言)」(平成24年3月)

関係者を挙げて社会保険未加入問題への対策を進めることで、

- 技能労働者の処遇の向上、建設産業の持続的な発展に必要な人材の確保
- 法定福利費を適正に負担する企業による公平で健全な競争環境の構築 **を実現する必要がある**

これまでの主な取組

1. 行政・元請・下請一体となった保険加入の推進

- 社会保険未加入対策推進協議会の設置 (H24.5～)
 - ・建設業関係団体等84団体、学識経験者、行政(国交省、厚労省)により構成
 - ・実施後5年(H29年度)を目標に、**企業単位では許可業者の加入率100%、労働者単位では製造業相当の加入状況を目指すことを目標として共有**
 - ・目標の達成に向け、それぞれの立場で社会保険未加入対策を推進することを申し合わせ

2. 行政によるチェック・指導

- 経営事項審査における減点幅の拡大 (H24.7～)
 - ・雇用保険、健康保険、厚生年金保険に未加入の場合の減点幅を拡大
- 許可更新時等の確認・指導 (H24.11～)
 - ・許可更新・経審・立入検査時に保険加入状況を確認・指導
 - ・立入検査時には元請企業の下請企業への指導状況も確認
 - ・指導に従わず未加入の企業は保険担当部に通報

3. 公共工事における対策の実施

- 国土交通省直轄工事における対策の実施 (H26.8～段階的に実施)
 - ・二次以下の下請企業についても加入企業に限定(H29.4～)
 - ・二次以下の未加入企業についても元請にペナルティを実施(H29.10～)
- 地方公共団体発注の工事における対策の実施
 - ・加入企業への限定を図ることを、入札契約適正化法に基づき要請(H28.6)

4. 社会保険加入に係る建設企業の取組指針の制定・浸透

- 下請指導ガイドライン(課長通知)の制定 (H24.11～)
 - ・元請企業は、施工体制台帳・再下請通知書・作業員名簿等により下請企業や作業員の保険加入状況を確認・指導
 - ・遅くとも平成29年度以降は、
 - ①未加入企業を下請企業に選定しない
 - ②適切な保険に未加入の作業員は特段の理由が無い限り現場入場を認めない
 との取扱いとすべき

5. 法定福利費の確保

- 直轄工事の予定価格への反映 (H24.4～)
 - ・事業主負担分及び本人負担分について、必要な法定福利費を予定価格に反映
- 法定福利費を内訳明示した見積書の活用
 - ・各専門工事業団体毎に法定福利費を内訳明示した「標準見積書」を作成し、下請企業から元請企業への提出を開始(H25.9～)
 - ・建設業許可部局の立入検査による見積書の活用徹底(H28.6～)
 - ・研修会の開催、簡易版の「見積書の作成手順」の作成等により、見積書に関する周知・啓発

6. 相談体制の充実

- 相談体制の充実
 - ・都道府県単位での相談窓口の設置や個別相談会の開催等、全国社会保険労務士会連合会との連携を強化(H28.7～)

2

平成29年度の取組方針について

※赤字:既に実施済の取り組み

1. 追加的な対策の実施

- 5年間の社会保険未加入対策の取組の目標年次となる平成29年度は、以下の対策を順次、検討・実施するとともに、状況に応じて追加的な措置を講じる

① 地方公共団体発注工事における対策の徹底

- ・地方公共団体発注工事を社会保険加入企業に限定する取組の推進
 - 都道府県監理課長等会議(5月29日)、ブロック監理課長等会議(6月)等において対策の推進を要請
- ・地方公共団体発注工事の積算における、法定福利費の計上状況をフォローアップ
 - 入札契約適正化法に基づく実施状況調査(入契調査)を8月に発出済
- ・公共標準約款を改正し、元請に対し、下請を社会保険加入企業に限定する旨規定
 - 中建審(7月25日)にて約款改正について了承

② 民間発注工事における対策

- ・標準約款を改正し、請負代金内訳書における明示項目に法定福利費を追加
 - 中建審(7月25日)にて約款改正について了承
- ・工事を受注する際に施工を社会保険加入企業に限定する誓約書の活用

⑤ 周知・啓発等の充実

- ・社会保険に関する相談窓口の充実、パンフレット・マニュアル等の充実
- ・一人親方等が「適用除外」として下請に選定することが認められる場合についての確認項目の整理

③ 社会保険未加入企業への対策の強化

- ・建設業許可部局と社会保険等部局との更なる連携の強化
 - 建設業許可部局と厚生労働省との合同調査を実施
- ・企業情報検索システムにおいて、許可業者の社会保険加入状況の「見える化」の実施
- ・経営事項審査における社会保険未加入企業に対する減点の寄与の強化
 - 中建審(7月25日)にて了承、平成30年4月1日施行予定

④ 地域における優良な取組の推進

- ・都道府県ごとに、地域の特性に応じた社会保険の加入を推進する会議を設置し、地域における社会保険加入に係るきめ細かな取組を定着させる
 - 愛知県地域会議(7月20日)、埼玉県地域会議(11月20日)を開催

2. 実態の把握

- 社会保険加入状況等の実態把握を行い、5年間の社会保険未加入対策で講じてきた施策の有効性等を検証するとともに、実態に応じた効果的な対策について検討する

○建設産業政策2017+10 ～若い人たちに明日の建設産業を語ろう～
（平成29年7月4日建設産業政策会議）（抄）

IV 今後の建設産業政策

2. 具体的な建設産業政策

(1) 業界内外の連携による働き方改革

① 建設産業で働く人の処遇を改善する

・社会保険の加入促進等の対策の強化

－法定福利費相当額を含む適正な請負代金額で契約を締結する責務の明確化

・一人親方への対応

－業務中の災害の的確な把握、安全衛生に関する知識習得等の支援、労災保険の特別加入制度への加入の積極的な促進への支援を実施

－適切な社会保険への加入促進を通じた雇用と請負の明確化

⑤ 働く人を大切にす業界・企業であることを「見える化」する

・働き方に関する評価の拡充

（略）

－経営事項審査において、社会保険未加入に関する減点の寄与を強化

・許可に際しての労働者福祉の観点の強化

－労働者福祉の状況（社会保険加入等）を許可要件や許可の条件とすることを含め、許可に際しての取扱いを強化

国土交通省直轄工事における社会保険加入対策の強化について

【平成26年8月からの対策】

- ・工事を実施する元請業者・一次下請業者（下請契約3千万円以上）を社会保険等加入業者に限定
- ・未加入の一次下請業者（下請契約3千万円以上）と契約した場合、特別な事情がなければ、受注者（元請業者）に対し、当該下請金額の10%の違約罰の徴収、指名停止及び工事成績評定の減点を実施
- ・二次下請以下の未加入業者は、建設業許可部局へ通報（下請契約3千万円以上）

【平成27年8月からの対策】

- ・一次下請を社会保険等加入業者に限定する対策について、下請契約3千万円未満の工事においても試行

これらの取組に加えて、

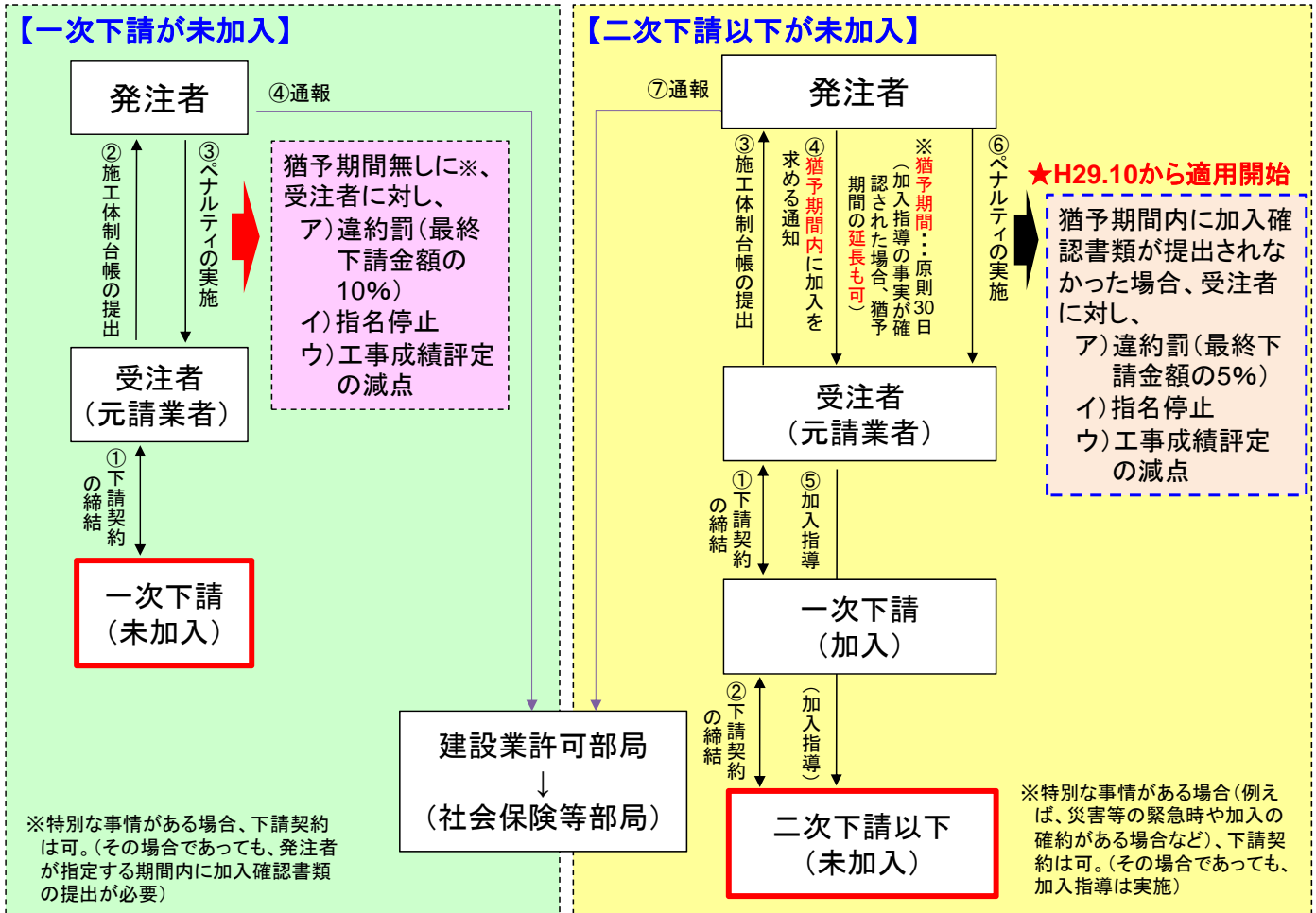
●平成29年4月からの対策強化

- ① 二次下請以下についても、社会保険等加入業者に限定することを実施し、受注者（元請業者）に対し、30日の猶予期間内※での加入指導を求める（加入指導の事実が確認された場合、猶予期間の延長可）。

※猶予期間・・・社会保険等未加入業者である下請業者が直ちに工事の施工から排除されることのないよう、当該未加入業者に対して加入を促す期間

【平成29年10月から適用】

- ② ①の期間内に加入確認書類が提出されなかった場合、受注者（元請業者）に対し、違約罰（当該下請金額の5%）、指名停止及び工事成績評定の減点を実施。



標準約款改正(下請企業を含めた社会保険加入企業への限定①)

改正の背景

- 国土交通省直轄工事においては、平成29年4月以降、2次以下を含めた全ての下請企業を対象に、社会保険加入業者に限定する対策を実施しているところ (防衛省、農林水産省においても同様の措置)。
- 都道府県では、概ね、元請企業及び一次下請企業について一定の対策を講じているものの、市町村では、一部の団体に留まっている状況。

① 公共工事の元請企業を社会保険等加入業者に限定する取組

(出典) 入札契約適正化法に基づく実態調査

	実施している (定期の競争参加資格審査等で確認)		実施していない	
	H28.3.31	H27.3.31	H28.3.31	H27.3.31
国	17	15	2	4
都道府県	45	38	2	9
市区町村	840	611	901	1130

② 公共工事の下請企業を社会保険等加入業者に限定する取組

	全ての工事で、1次下請まで加入企業に限定(2次下請以降の限定も含む)		下請業者へのその他の対策を実施(未加入業者の通報を含む)		対策を実施していない	
	H28.3.31	H27.3.31	H28.3.31	H27.3.31	H28.3.31	H27.3.31
国	6	5	6	3	7	11
都道府県	9	2	31	19	7	26
市区町村	137	90	824	54	780	1597

改正の内容

- 公共約款において、元請企業に対し、当該工事の下請 (二次以降を含む) を社会保険加入企業に限定する規定を新設。ただし、地方公共団体の実情に配慮し、選択して条文を採用できるような措置。

選択肢①： 二次以下を含めた全ての下請企業を、社会保険加入企業に限定

第七条の二 (A) 受注者は、次の各号に掲げる届出をしていない建設業者（建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二条第三項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。）を下請負人としてはならない。

- 一 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十八条の規定による届出
- 二 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第二十七条の規定による届出
- 三 雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第七条の規定による届出

2 前項の規定にかかわらず、受注者は、次の各号に掲げる下請負人の区分に応じて、当該各号に定める場合は、社会保険等未加入建設業者を下請負人とすることができる。

- 一 受注者と直接下請契約を締結する下請負人 次のいずれにも該当する場合
 - イ 当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合
 - ロ 発注者の指定する期間内に当該社会保険等未加入建設業者が前項各号に掲げる届出をし、当該事実を確認することのできる書類（以下「確認書類」という。）を、受注者が発注者に提出したとき
- 二 前号に掲げる下請負人以外の下請負人 次のいずれかに該当する場合
 - イ 当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合
 - ロ 発注者が受注者に対して確認書類の提出を求める通知をした日から〇日（発注者が、受注者において確認書類を当該期間内に提出することができない相当の理由があると認め、当該期間を延長したときは、その延長後の期間）以内に、受注者が当該確認書類を発注者に提出した場合

注 ○の部分には、たとえば、三十と記入する。

3 (a) 受注者は、次の各号に掲げる場合は、発注者の請求に基づき、違約罰として、当該各号に定める額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- 一 社会保険等未加入建設業者が前項第一号に掲げる下請負人である場合において、同号イに定める特別の事情があると認められなかったとき又は受注者が同号ロに定める期間内に確認書類を提出しなかったとき 受注者が当該社会保険等未加入建設業者と締結した下請契約の最終の請負代金額の十分の〇に相当する額
- 二 社会保険等未加入建設業者が前項第二号に掲げる下請負人である場合において、同号イに定める特別の事情があると認められず、かつ、受注者が同号ロに定める期間内に確認書類を提出しなかったとき 当該社会保険等未加入建設業者がその注文者と締結した下請契約の最終の請負代金額の百分の〇に相当する額

3 (b) 受注者は、社会保険等未加入建設業者が前項第一号に掲げる下請負人である場合において、同号イに定める特別の事情があると認められなかったとき又は同号ロに定める期間内に確認書類を提出しなかったときは、発注者の請求に基づき、違約罰として、受注者が当該社会保険等未加入建設業者と締結した下請契約の最終の請負代金額の十分の〇に相当する額を、発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

注 「十分の〇」の〇の部分には、たとえば、一と記入する。「百分の〇」の〇の部分には、たとえば、五と記入する。
 (A) は全ての下請負人を社会保険等加入建設業者に限定する場合に使用する。
 違約罰を課す場合は、(a) 又は (b) を選択して使用し、課さない場合は、第三項を削除する。

選択肢②： 一次下請を、社会保険加入企業に限定する規定

第七条の二 (B) 受注者は、次の各号に掲げる届出をしていない建設業者（建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二条第三項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。）を下請契約（受注者が直接締結する下請契約に限る。以下この条において同じ。）の相手方としてはならない。

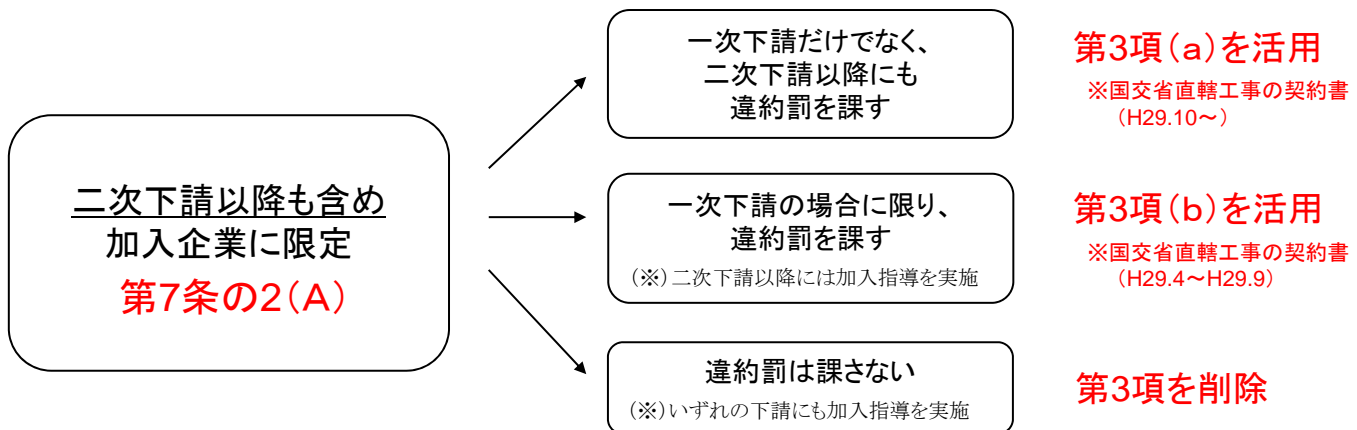
- 一 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十八条の規定による届出
- 二 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第二十七条の規定による届出
- 三 雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第七条の規定による届出

2 前項の規定にかかわらず、受注者は、当該建設業者と下請契約を締結しなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合は、社会保険等未加入建設業者を下請契約の相手方とすることができる。この場合において、受注者は、発注者の指定する期間内に、当該社会保険等未加入建設業者が前項各号に掲げる届出をし、当該事実を確認することのできる書類（以下「確認書類」という。）を発注者に提出しなければならない。

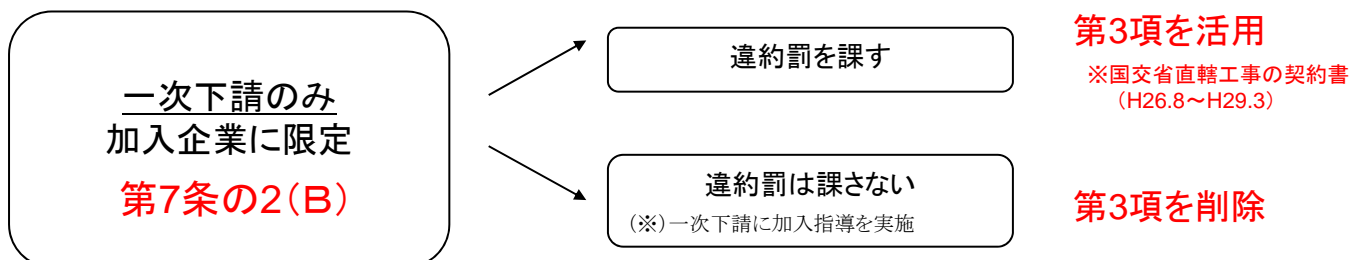
3 受注者は、前項に定める特別の事情があると認められなかった場合又は同項に定める期間内に確認書類を提出しなかった場合は、発注者の請求に基づき、違約罰として、受注者が当該社会保険等未加入建設業者と締結した下請契約の最終の請負代金額の十分の〇に相当する額を、発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

注 ○の部分には、例えば一と記入する。
 (B) は下請契約の相手方のみを社会保険等加入建設業者に限定する場合に使用する。違約罰を課さない場合は、第三項を削除する。

下請企業が社会保険未加入の場合



下請企業が社会保険未加入の場合

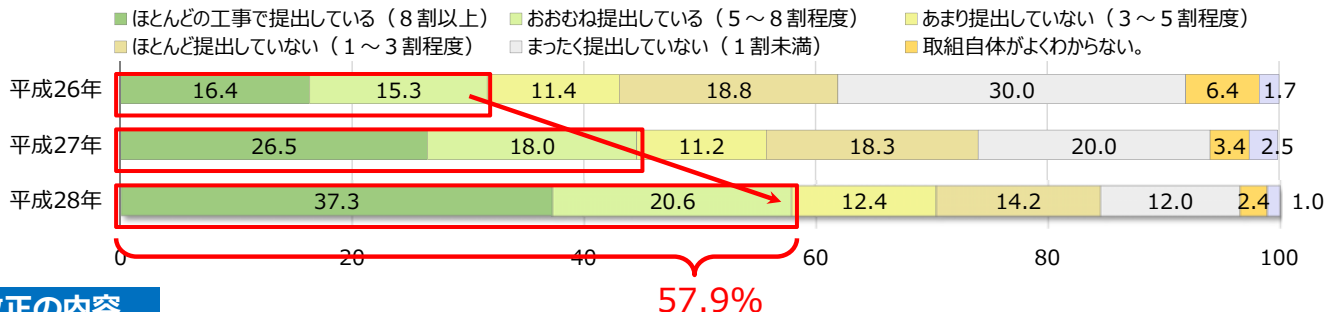


改正の背景

- 元請-下請間では、各専門工事業団体が法定福利費を内訳明示した「標準見積書」を作成しており、その活用が進展。
- 国土省直轄工事では、予定価格の積算において計上した法定福利費の概算額を、入札調書に明記して公表。ただし、請負代金内訳書の様式及び記載内容において、法定福利費までは明示されていない。
- 民間発注工事においては、従来、法定福利費の内訳明示について、標準的なルールは設けられていない。

<見積書の提出状況(下請企業への質問)>

(出典) 法定福利費を内訳明示した見積書の活用状況等に関するアンケート調査(平成28年調査:回答数約3100件)



改正の内容

- 社会保険への加入を一層推進していくためには、民間発注工事や地方公共団体発注工事も含め、必要な法定福利費が契約段階でも確保されることが重要。
- 標準約款(公共/民間/下請)において、受注者が作成し発注者に提出する請負代金内訳書に、法定福利費を内訳として明示することを標準化。

【条文】(例:民間約款・甲) ※赤字部分を新設

(請負代金内訳書及び工程表)

第4条 受注者は、この契約を締結した後、速やかに請負代金内訳書及び工程表を監理者に提出し、請負代金内訳書については、監理者の確認を受ける。

2. 請負代金内訳書には、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を明示するものとする。

○明示する法定福利費について

- ・建設工事の直接的な作業に従事する現場作業員に係る社会保険料の事業主負担分が対象
- ・対象となる社会保険は、雇用保険、健康保険及び厚生年金保険

契約締結後に発注者に提出する請負代金内訳書に法定福利費を明示する。

<法定福利費の計算方法>

①労務費を算出し、法定福利費を求めるケース

- ・入札や見積書作成の際、直接工事費の積算において労務費を使用している場合 ⇒ 当該労務費を使用。
- ・入札や見積書作成の際、直接工事費の積算において労務費を使用していない場合 ⇒ 過去の工事実績から平均的な労務費比率を算出し、これを工事費に乗じて、労務費を算出。
- ・労務費に各保険の保険料率を乗じることで、法定福利費を算出。
法定福利費 = 労務費総額 × 法定保険料率

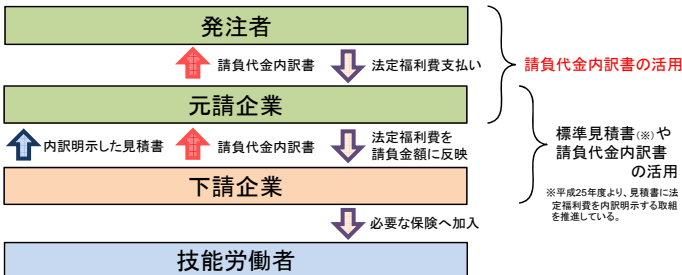
②労務費の算出が困難なケース

- ・過去の工事実績から平均的な法定福利費の割合を算出し、これを工事費に乗じて、法定福利費を算出。
法定福利費 = 工事費 × 工事費あたりの平均的な法定福利費の割合

③下請企業から提出された見積書等を活用するケース

- ・下請企業から提出された法定福利費を内訳明示した見積書等を活用(明示された法定福利費の額を合算)
法定福利費 = (下請Aの法定福利費) + (下請Bの法定福利費) + ...

(活用イメージ)



(発注者) 殿 (受注者) 住所: 氏名:

請負代金内訳書

工事名 ○○工事

契約年月日 工期

工事区分	工程	種別	単価	金額
工事費計					10,000,000

(工事価格のうち、現場労働者に関する健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の法定の事業主負担額 450,000円)

国土交通省直轄工事においては、平成29年10月1日以降に入札契約手続を開始する工事から請負代金内訳書に法定福利費を明示することとした。

民間(旧四会)連合協定工事請負契約約款の改正

○平成29年7月25日の中央建設業審議会において、公共工事標準請負契約約款、民間建設工事標準請負契約約款(甲)・(乙)及び建設工事標準下請負契約約款が改正されことを受け、民間(旧四会)連合協定工事請負契約約款が改正された。

<改正内容>

○民間(旧四会)連合協定工事請負契約約款第4条において、受注者が作成し発注者に提出する請負代金内訳書に、法定福利費を明示することとする規定を追加(平成29年12月1日改正)。

改正前	改正後
<p>第4条 請負代金内訳書、工程表</p> <p>(1) 受注者は、この契約を締結したのち速やかに請負代金内訳書を監理者に提出し確認を受ける。</p> <p>(2) 受注者は、この契約を締結したのち速やかに工程表を発注者及び監理者に提出する。</p>	<p style="text-align: right;">(アンダーライン部分が改正箇所)</p> <p>第4条 請負代金内訳書、工程表</p> <p>(1) 受注者は、この契約を締結したのち速やかに請負代金内訳書を監理者に提出し確認を受ける。</p> <p>(2) 受注者は、請負代金内訳書に、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を明示するものとする。</p> <p>(3) 受注者は、この契約を締結したのち速やかに工程表を発注者及び監理者に提出する。</p>

<民間(旧四会)連合協定工事請負契約約款>

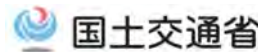
・民間(旧四会)連合協定工事請負契約約款委員会(※)において制定・改正を行っているもの。

※委員長:古阪秀三 立命館大学 客員教授

構成団体: (一社)日本建築学会 (一社)日本建築協会 (公社)日本建築家協会
(一社)全国建設業協会 (一社)日本建設業連合会
(公社)日本建築士会連合会 (一社)日本建築士事務所協会連合会

12

経営事項審査の改正(社会保険未加入企業等への減点措置の厳格化)



改正の背景・目的

○ 経営事項審査においては、これまでも社会保険加入状況の適正な評価及び社会保険への一層の加入促進を図るため、社会保険未加入企業の社会性(W点)における減点措置と、その厳格化を行ってきたところ。

<~H20>

- ・雇用保険未加入
- ・健康保険・厚生年金保険未加入
- ・賞金不払件数(自己申告)
- ⇒それぞれ15点ずつ減点(計45点)



<~H24>

- ・雇用保険未加入
- ・健康保険・厚生年金保険未加入
- ⇒それぞれ30点ずつ減点(計60点)



<H24~現在>

- ・雇用保険未加入
- ・健康保険未加入
- ・厚生年金保険未加入
- ⇒それぞれ40点ずつ減点(計120点)

○ また、平成20年4月には、企業活動における法令遵守の状況を適切に反映できるよう、建設業法に基づく行政処分を受けた場合に減点評価をしている。

改正の概要

社会性等(W点)における点数の算出方法を、以下の通り見直す

現行制度上、「社会性等(W)の合計(右表のA)が0に満たない場合は0とみなす」とされているところ、これを0とみなさず(ボトムを撤廃し)、マイナス値であっても合計値のまま計算する

- ・社会保険未加入企業への減点措置を厳格化し、より一層の加入促進を図る
- ・法律違反に対する減点措置を厳格化し、不正が行われない環境を整備する

※平成30年4月1日施行予定

W点の評価項目	最高点 (現行)	最低点 (現行)	最低点 (改正案)
W1: 労働福祉の状況	45	-120	-120
雇用保険未加入	0	-40	-40
健康保険の未加入	0	-40	-40
厚生年金保険の未加入	0	-40	-40
...
W2: 建設業の営業継続の状況	60	-60	-60
...
民事再生法又は会社更生法の適用の有無	0	-60	-60
...
W4: 法令遵守の状況	0	-30	-30
...
合計(A)	202	0	-210
W評点(A × 10 × 190 ÷ 200)	1,919	0	-1,995

総合評定値(P) = 0.25X₁ + 0.15X₂ + 0.20Y + 0.25Z + 0.15W

- 建設業における社会保険加入対策の徹底を図るとともに、より地域に根ざした取組としていくため、各地域で小規模事業者まで含めた社会保険加入の運動を定着させていくことが必要。
- 平成29年度より、地域におけるきめ細かな取組を推進するため、都道府県毎に社会保険の加入を推進する会議を開催することとしており、今般、その第一弾として、愛知県において愛知県建設業社会保険加入推進地域会議を開催。
- 会議においては、建設業者から自社での取組事例を紹介したほか、「社会保険加入を進めるにあたって守るべき行動基準」を採択。

【開催日】平成29年7月20日

【主催】(一社)愛知県建設業協会、(一社)日本建設業連合会中部支部、
建設産業専門団体中部地区連合会、中部地方整備局

【参加者】86団体、98名

<会議の様相>



(株)大林組名古屋支店から社会保険加入について自社での取組を紹介



行動基準は賛成多数により採択された

<社会保険加入を進めるにあたって守るべき行動基準>

【元請企業】

1. 工事を受注する際には施工に携わる作業員に係る法定福利費を適切に考慮し、ダンピング受注をしないこと
2. 下請企業を選定する際には、法令上求められる適切な保険に加入していることを確認すること
3. 施工する現場に携わる下請企業に対し、作業員を法令上求められる適切な保険に加入させることを求め、作業員が適切な保険に加入していることを確認すること
4. 下請企業に対し、社会保険関係法令に関する正しい知識の普及に努め、下請指導ガイドラインに基づいた指導を行うこと
5. 下請企業に対し、法定福利費を内訳明示した見積書の活用を促し、法定福利費相当額を適切に見込んだ金額で契約すること

【下請企業】

6. 工事を受注する際には必要な法定福利費の額を適切に積算して法定福利費を内訳明示した見積書を提出し、ダンピング受注をしないこと
7. 労働者である社員と請負関係にある者を明確に区別し、雇用する社員については、法令に従って必要な保険に加入させること
8. (再下請に出す場合)下請企業を選定する際には、法令上求められる適切な保険に加入していることを確認すること
9. (再下請に出す場合)下請企業に対し、作業員を法令上求められる適切な保険に加入させることを求めること
10. (再下請に出す場合)下請企業に対し、社会保険関係法令に関する正しい知識の普及に努め、下請指導ガイドラインに基づいた指導を行うこと
11. (再下請に出す場合)下請企業に対し、法定福利費を内訳明示した見積書の活用を促し、法定福利費相当額を適切に見込んだ金額で契約すること

行動基準を遵守する企業を「社会保険加入促進宣言企業」として中部地方整備局のホームページに公表している。

(232社(平成29年9月29日現在))

- 建設業における社会保険加入対策の徹底を図るとともに、より地域に根ざした取組としていくため、各地域で小規模事業者まで含めた社会保険加入の運動を定着させていくことが必要。
- 平成29年度より、地域におけるきめ細かな取組を推進するため、都道府県毎に社会保険の加入を推進する会議を開催することとしており、今般、愛知県に続き、埼玉県において埼玉県建設業社会保険加入推進地域会議を開催。
- 会議においては、元請・下請1社ずつの地元建設業者から自社での取組事例を紹介したほか、「社会保険加入を進めるにあたって守るべき行動基準」を採択。

【開催日】平成29年11月20日

【主催】埼玉県、(一社)埼玉県建設業協会、(一社)日本建設業連合会関東支部、
建設産業専門団体関東地区連合会、関東地方整備局

【参加者】92団体、107名

<会議の様相>



地元建設業者2社から社会保険加入について自社での取組を紹介



行動基準は賛成多数により採択された

<社会保険加入を進めるにあたって守るべき行動基準>

【元請企業】

1. 工事を受注する際には施工に携わる作業員に係る法定福利費を適切に考慮し、ダンピング受注をしないこと
2. 下請企業を選定する際には、法令上求められる適切な保険に加入していることを確認すること
3. 施工する現場に携わる下請企業に対し、作業員を法令上求められる適切な保険に加入させることを求め、作業員が適切な保険に加入していることを確認すること
4. 下請企業に対し、社会保険関係法令に関する正しい知識の普及に努め、下請指導ガイドラインに基づいた指導を行うこと
5. 下請企業に対し、法定福利費を内訳明示した見積書の活用を促し、法定福利費相当額を適切に見込んだ金額で契約すること

【下請企業】

6. 工事を受注する際には必要な法定福利費の額を適切に積算して法定福利費を内訳明示した見積書を提出し、ダンピング受注をしないこと
7. 労働者である社員と請負関係にある者を明確に区別し、雇用する社員については、法令に従って必要な保険に加入させること
8. (再下請に出す場合)下請企業を選定する際には、法令上求められる適切な保険に加入していることを確認すること
9. (再下請に出す場合)下請企業に対し、作業員を法令上求められる適切な保険に加入させることを求めること
10. (再下請に出す場合)下請企業に対し、社会保険関係法令に関する正しい知識の普及に努め、下請指導ガイドラインに基づいた指導を行うこと
11. (再下請に出す場合)下請企業に対し、法定福利費を内訳明示した見積書の活用を促し、法定福利費相当額を適切に見込んだ金額で契約すること

行動基準を遵守する企業を「社会保険加入促進宣言企業」として関東地方整備局のホームページに公表している。

(132社(平成29年12月31日現在))

○ 許可部局と保険部局との情報の共有

許可部局から保険部局への未加入企業に係る通報について、保険部局の対応状況を四半期毎に情報共有
 (→「見える化」に反映)

※通報件数延べ38,114件(平成24年11月～平成29年9月まで)

○ 合同調査の実施

実施日：平成29年12月1日

対象企業：設備系元請企業
 (都内所在)

行政側：国土交通省本省
 関東地方整備局
 厚生労働省本省

内容：保険制度に係る質疑応答
 標準見積書の活用に係る
 下請への働きかけ等

【参考】これまでの取り組み

・許可部局から保険部局に対し、未加入企業を通報

・建設業取引適正化推進月間(11月)における講習会において、社会保険に関する講習の実施等

①これまでに実施された取組

②今後実施する取組

1. 企業向けの取組

- 1-1) 民間発注工事等における「誓約書」の活用
- 1-2) 建設業許可業者における社会保険加入状況の「見える化」
- 1-3) 社会保険加入に積極的に取り組む企業へのPR支援

2. 労働者向けの取組

- 2-1) 「適切な保険」を確認するためのフローチャートの活用
- 2-2) 社会保険加入対策の合理化・適正化(一人親方への対応)

1. 現状

○発注者における加入企業に限定した取組の状況

公共

- ・国土交通省や一部の都道府県発注工事
→下請企業も含め社会保険*加入企業に限定することを発注者との契約において定めている。
- ・他の自治体発注工事(特に市町村)
→契約において加入企業に限定するに至っていない。
- ・平成29年7月の中央建設業審議会において、公共約款を改正し、社会保険加入企業に限定する規定を創設。

民間

- ・発注工事を加入企業に限定することを促す具体的な取組は行われていない。

* 社会保険…雇用保険、健康保険、厚生年金保険の3保険

2. 課題

- ・建設業のみならず全産業において、働き方改革の実現の観点から、労働関係法令を始め一層の法令遵守が求められている状況。
- ・加入企業に限定していない発注者の工事には、法令を遵守せず社会保険に加入していない企業が携わる可能性。
- ・発注者と受注者が連携して、社会保険の加入を進めていく取組が必要。

建設キャリアアップシステム

工事完了後であっても当該工事に従事した企業及び技能者の情報(社会保険の加入状況等)の確認が可能(現場のコンプライアンスやトレーサビリティの確保が可能)。

※平成30年秋から運用開始予定

(案)

- ・社会保険に適切に加入した企業による工事施工の確保を図るための取組として、受注者から発注者に対し、工事の施工について社会保険加入企業に限定する旨を約した「誓約書」を提出する。

(1) 誓約書の活用方法

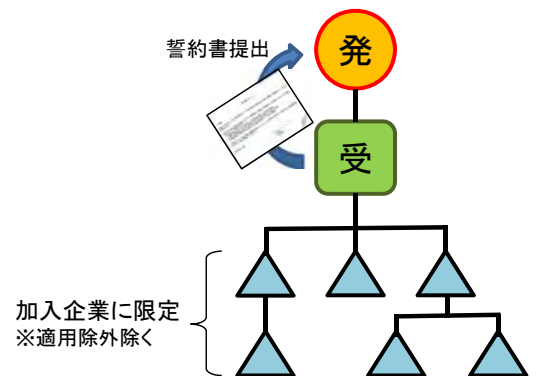
○誓約書のひな形の作成

- ・受注した工事において社会保険未加入企業を下請としないことを誓約する誓約書のひな形を作成。

○誓約書活用のイメージ

- ①受注者は、発注者に対し、誓約書を提出
- ②発注者は、提出された誓約書を受領
- ③受注者は、工事施工期間中、現場において誓約書の写しを掲示

※必要に応じ、発注者から受注者に対し、誓約書の提出を呼びかけるケースも想定



(2) 誓約書活用を促す取組

- ・国土交通省から、建設業関係団体に対して、発注者に対する誓約書の提出を推奨。
- ・また、主要な民間発注者団体や社会保険加入企業に限定する取組を実施していない地方公共団体に対し、提出された誓約書を受領等についての協力を呼びかけ。

- 都道府県毎に開催している「社会保険加入推進地域会議」において、取組事例を紹介した企業や社会保険加入を進めるにあたって守るべき行動基準を採択した企業など、地域に根ざして社会保険加入に関して優良な取組を実施している企業が存在。
- これらの企業がその取組を対外的にPRできるようなステッカー等を作成することにより、地域において社会保険加入対策に積極的に取り組む企業を支援。



▲ 地元企業による自社での取組事例の紹介

▼ 行動基準の採択

社会保険加入を進めるにあたって守るべき行動基準	
元請企業	
1.	工事を受注する際には施行に携わる作業員に係る法定福利費を適切に考慮し、ダンピング受注をしないこと
2.	下請企業を選定する際には、法令上求められる適切な保険に加入していることを確認すること
3.	…(略)…
下請企業	
1.	工事を受注する際には必要な法定福利費の額を適切に精算して法定福利費を内訳明示した見積書を提出し、ダンピング受注をしないこと
2.	労働者である社員と請負関係にある者を明確に区分し、雇用する社員については、法令に従って必要な保険に加入させること
3.	…(略)…

積極的に取り組む企業に対して

社会保険加入に積極的に取り組んでいることを対外的にPRできるよう、ステッカー、ポスター、データフォーマットを提供

(イメージ)



社会保険加入促進
宣言企業

デザインは検討段階のものです



▲ 事務所内外にステッカーやポスターを掲示



▲ 企業パンフレット、名刺等に印字



2-1) 「適切な保険」を確認するためのフローチャートの活用①

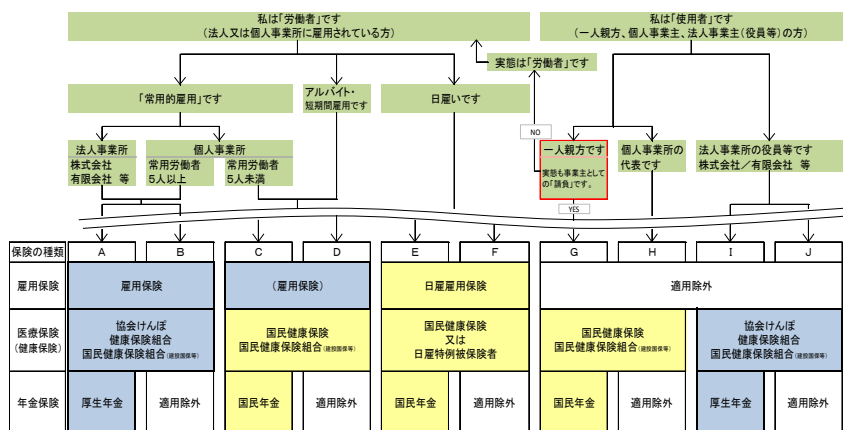
- 「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」における「適切な保険」の範囲については、昨年12月に注意点に関する事務連絡を発出、本年4月には注意喚起の文書を国交省HPIにて公表するなど、これまで周知徹底に努めてきたところ。
- 一層の周知徹底を図るため、加入すべき社会保険をフローチャート形式で確認できるリーフレットを作成し、社会保険の加入状況の確認及び加入指導に活用する(既存の一人親方に関する「働き方チェックシート」もあわせて活用)。

「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」における「適切な保険」の範囲

事業所の形態	所属する事業所形態	常用労働者の数	就労形態	社会保険	
				労働保険	社会保険
法人	1人~	常用労働者	雇用保険	・協会けんぽ ・健康保険組合 ・適用除外承認を受けた国民健康保険組合(建設国保等)	厚生年金
			役員等	・協会けんぽ ・健康保険組合 ・適用除外承認を受けた国民健康保険組合(建設国保等)	厚生年金
個人事業主	1人~4人	常用労働者	雇用保険	・協会けんぽ ・健康保険組合 ・適用除外承認を受けた国民健康保険組合(建設国保等)	厚生年金
			雇用保険	・国民健康保険 ・国民健康保険組合(建設国保等)	国民年金
		事業主、一人親方	-	・国民健康保険 ・国民健康保険組合(建設国保等)	国民年金

フローチャートを活用し、

- ・元請企業は、下請企業に配布し、加入状況の確認を促す
- ・下請企業は、自社及び自社の労働者の加入すべき保険を確認



事業主に従業員を加入させる義務があるもの = ガイドラインにおける「適切な保険」の範囲

個人で加入するもの

「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」における「適切な保険」の確認シート

元請企業の皆様 → 建設工事に従事する下請企業へ配布するなど、適切な保険の確保を促してください。
 下請企業の皆様 → 自社および自社の労働者の加入すべき保険を確認してください。

国土交通省
 全国社会保険労務士会連合会

【注意事項】
 【従事する作業の内容】ガイドラインで定める現場入場制限は建設工事を対象としています。ただし、他業種についても同様に社会保険への加入は法令上の義務です。
 【労働者が使用者か】「労働者」であるか「使用者」であるかによって、加入すべき保険の種類が変わってきます。
 【働き方】働き方によって加入すべき保険の種類が変わってきます。一人親方の場合は、実態として「雇員」であるか注視してください。
 【事業所の形態】「法人」であるか「個人」であるかによって、加入すべき保険の種類が変わってきます。また、「個人」の場合は従業員数によっても変わってきます。
 【労働者の年齢】厚生年金は原則70歳未満が被保険者となります。70歳以上は適用除外です。健康保険は75歳以上で後期高齢者医療（適用除外）となります。国民年金は原則60歳未満が被保険者となります。

保険の種類	加入によるメリット	A		B		C		D		E		F		G		H		I		J	
		労働保険	雇用保険	社会保険	医療保険	年金保険	労働保険	雇用保険	社会保険	医療保険	年金保険	労働保険	雇用保険	社会保険	医療保険	年金保険	労働保険	雇用保険	社会保険	医療保険	年金保険
労働保険	失業状態となった場合に次の仕事が見つかるまでの期間や、育児や介護のため仕事をすることができない場合に給付金を受け取ることができる。	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
雇用保険	失業状態となった場合に次の仕事が見つかるまでの期間や、育児や介護のため仕事をすることができない場合に給付金を受け取ることができる。	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
社会保険	業務外での病気やケガにより仕事をすることができない場合に給付金を受け取ることができる。また、産前産後休業で給与が支払われない場合に給付金を受け取ることができる。	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
医療保険	老後に給付金を受け取ることができる老齢年金のほか、もしもの時のための障害年金や遺族年金など、家族の生活への保障もある。厚生年金は国民年金よりも給付金額や支給条件が手厚くなっている。	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
年金保険	老後に給付金を受け取ることができる老齢年金のほか、もしもの時のための障害年金や遺族年金など、家族の生活への保障もある。厚生年金は国民年金よりも給付金額や支給条件が手厚くなっている。	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●

右表はガイドラインにおける「適切な保険」の範囲です。「●」がついている保険について、作業員が適切な保険に加入しているかチェックしてください。
 適切に加入していない場合：元請：下請に対して加入指導
 下請：自社の労働者を加入させる

(参考) 労働保険 業務上や通勤途中のケガや病気に対して給付される。元請が一括して加入(現場労災) 特別加入

働き方チェックシート

「雇用」と「請負」の判断の参考としてください。

一人親方であっても、実態として仕事の指示や指揮監督を受けていると、労働者に当たると判断され、会社で保険加入するべき場合がありますので、このチェックシートを確認してください。

以下の設問で、あなたの働き方はどちらに近いですか？

Q1. 仕事先から急に沿わない仕事を頼まれたら、自分の判断で断る自由はありますか？	<input type="checkbox"/> 自分で断る自由はない	<input type="checkbox"/> 自分で断る自由がある
Q2. 仕事が早く終わった時などに仕事先から予定外の仕事を求められた場合に断る自由はありますか？	<input type="checkbox"/> 自分で断る自由はない	<input type="checkbox"/> 自分で断る自由がある
Q3. 仕事先の会社の就業規則など勤務規律の適用を受けていますか？	<input type="checkbox"/> 受けている	<input type="checkbox"/> 受けていない
Q4. 仕事先から仕事の就業規則(始業・終業)を決められていますか？	<input type="checkbox"/> 仕事先から決められている	<input type="checkbox"/> 自分で決められる
Q5. 当日の仕事が早く終わった時に自分の判断で仕事を終えることはできますか？	<input type="checkbox"/> 仕事を終えて良いかは仕事先の了解が必要	<input type="checkbox"/> 自分の判断で仕事を終えることができる
Q6. 仕事が早く終わった時に自分で見つけた他の現場の仕事をすることができますか？	<input type="checkbox"/> 別の現場での仕事を行うことは許されない	<input type="checkbox"/> 別の現場で仕事を行うこともできる
Q7. 仕事先からの工程調整上の指示や事故防止のための指示を除き、日々の仕事の内容は方法はどうに決めていますか？	<input type="checkbox"/> 毎日細かな指示や具体的な指示を受けて働く	<input type="checkbox"/> 毎日の仕事量、配分や進め方は自分の裁量で判断している
Q8. あなたの都合が悪くなり、頼まれた仕事を代わりに者に行わせる場合はどのようにしていますか？	<input type="checkbox"/> 会社が代わりに者を探す	<input type="checkbox"/> 自分の判断で代わりに者を探す
Q9. あなたの頼まれた仕事を代わりに者が行った場合の報酬(工事代金又は賃金)は仕事先から誰が受け取りますか？	<input type="checkbox"/> 代わりをした者	<input type="checkbox"/> 自分
Q10. あなたの通常のミスやあなたの責任による作業遅延によって損害が生じた場合、誰がその損害を負担しますか？	<input type="checkbox"/> 仕事を依頼した会社が負担する	<input type="checkbox"/> 自分が負担する
Q11. あなたが仕事で使う機械・器具(手元工具を除く)は誰が提供していますか？	<input type="checkbox"/> 仕事を依頼した会社が提供する	<input type="checkbox"/> 必要な機械・器具は自分で持ち込む
Q12. あなたが仕事で使う材料は誰が提供していますか？	<input type="checkbox"/> 仕事を依頼した会社が提供する	<input type="checkbox"/> すべて自分で調達する
Q13. あなたの報酬(工事代金又は賃金)はどのように決められていますか？	<input type="checkbox"/> 一日あたりの単価など働いた時間による	<input type="checkbox"/> 工事の出来高見合い

左右で☑が多かった方はどちらですか

左に☑が多い → 一人親方でない可能性が高い
 右に☑が多い → 一人親方の可能性が高い

※労働者性は総合的に判断されるため、左側に☑が多かったからといって、必ずしも労働者とは限りません。

労働者性が強い
 (雇用されるべき労働者)

事業者性が強い
 (一人親方)

1. 現状

○「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」における保険加入についての下請・元請の役割

(下請企業の役割)

雇用関係にある労働者(社員)なのか、請負関係にある者なのかを明確に区分し、労働者である場合には、適切な社会保険に加入させること

(元請企業の役割)

- ①下請企業が作成した作業員名簿を用いて作業員の社会保険の加入状況を確認すること、
- ②作業員名簿に記載された作業員が労働者である社員なのか請負関係にある者か疑義がある場合には、下請企業に確認を求めると、作業員が適切な保険に加入しているか確認をすること

○一人親方の労働者性の判断(※)の参考となるよう、判断事例集等を記載したリーフレットの作成・周知

※仮に形式上請負で契約していても、実態上労働者として使用しているのであれば、労働者として自社の保険に加入させる必要がある

2. 課題

(1)業界からの意見

- ・法定福利費の負担を免れるため一人親方として請負形態を取っているとのケースがある
- ・一人親方であるにもかかわらず、「下請指導ガイドライン」の誤った理解に基づく元請からの指導により、社会保険への加入を強制される

(2)確認・判断の難しさ

- ・作業員名簿に記載された内容の真正性を確認することは事務的に煩雑
- ・一人親方の労働者性について第三者である元請が判断することは困難

➡ 現場における確認指導や判断について、できる限り合理化しつつ、適正に行う仕組みを講じることで、社会保険加入対策の更なる合理化・適正化を図ることが必要。

対応の方向性

(a)作業員名簿による確認(案)

現在の記載事項

- ・健康保険
 - ・年金保険
 - ・雇用保険
- 保険の名称・被保険者番号の一部

※一人親方の場合、一般的に「国民健康保険」「国民年金」と記載される。

「下請指導ガイドライン」においては、「作業員名簿」を活用して各作業員の保険加入状況を確認することとしている。

作業員名簿への記載事項の追加(案)

- ・健康保険
 - ・年金保険
 - ・雇用保険
- 保険の名称・被保険者番号の一部

+ 上記に加えて、例えば、**作業員の属性(年齢や就業年数)**、「**労災保険の特別加入制度**」への加入状況、保険料の納付状況などについて、追加的に確認することとしてはどうか。

(b)契約形態の確認(案)

- ・(a)によっても一人親方かどうか疑義がある場合、**必要に応じて、当該作業員が交わす契約形態について確認**することとしてはどうか。
- ・例えば、再下請通知書に添付する契約書を確認し、請負契約以外(例:単価契約)の契約を交わしている場合については、元請企業は、下請企業を通じて確認等を行ってはどうか。

今後、上記の方向性に基づき、具体的な方法等について検討を進める(ガイドラインの改訂も視野)。
※建設キャリアアップシステムの活用についても検討

【作業員名簿のイメージ(案)】
(社会保険関係を別業とする場合)

社会保険加入状況
(平成 年 月 日 作成)

事業所の名称 _____
所長名 _____ 一次会社名 _____ (次)会社名 _____

番号	ふりがな 氏名	年齢 就業年数	社会保険			労災保険 特別加入
			健康保険	年金保険	雇用保険	

【建設キャリアアップシステム画面イメージ】

所属技能者一覧
雇用事業者 ○○建設(株)

ID	氏名	性別	職種	年齢	保険加入		
					健保	年金	雇用
123456789012	建設 太郎	男	1 大工	49	○	○	○
123456789013	○○ ○○	男	2 足場とび工	52	○	○	○
123456789015	○○ ○次	男	1 大工	42	○	○	○
123456789016	○○ ○彦	男	1 足場とび工	38	○	○	○
123456789018	○○ ○美	女	1 木工	28	○	○	○

所属技能者一覧

技能者情報

一人親方から選択して技能者情報を閲覧できる

本人情報

ID	123456789012	証明	
氏名	建設 太郎	証明	
生年月日	1970/07/07	証明	
年齢	49歳	証明	
性別	男	証明	
住所	東京都○○市	証明	
電話番号	○○○○-1-23-4	証明	
経年数	20年	証明	
職業	大工	証明	
足場とび工	○	証明	
保有資格	登録建築大工基礎技能者	2015.12.20	証明
技能検定	一般建築大工技能士	2005.03.20	証明
建築士	木造建築士	2012.01.18	証明
技能講習	足場の組立て等作業主任者	2003.04.05	証明
特別教育	ロープ高所作業	2003.02.17	証明
学歴・指定学科	○○○大学 建築学科	証明	
表彰実績	優秀施工者国土交通大臣顕彰	2014.10.20	証明
所属事業者	雇用日	証明	
社会保険加入状況	記号・番号	証明	
健保	○ 協会健保	12345678-12345678	証明
年金	○ 厚生年金	12345678-12345678	証明
雇用	○ ---	12345678-12345678	証明
一般検診	2019.04.20	証明	
労災保険特別加入状況	番号	証明	
一人親方特別加入	---	証明	
建退共	○	123456789	証明
中退共	---	証明	

(参考)建設キャリアアップシステムの活用イメージ

【建設キャリアアップシステムについて】

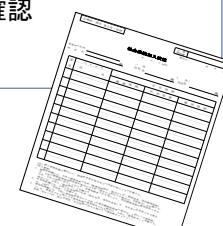
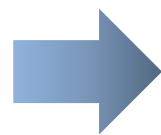
技能者の就業履歴や保有資格等を業界統一のルールで蓄積することにより、個々の技能者が経験や技能に応じて適正に評価され、その処遇の改善が図られる環境を整備するための仕組みであり、平成30年秋からの運用開始を予定している。

《システムのポイント》

- ①一人親方も含めた技能者について、本人の生年月日、保有資格、社会保険加入状況といった情報を、真正性を確認した上で登録。
- ②登録した技能者に対し固有のICカードを交付。これを現場のカードリーダーで読み取ることで、就業履歴が自動的に蓄積。


＜現在＞

現場作業員の社会保険の加入状況については、下請企業が作成する作業員名簿により確認

＜キャリアアップシステムの活用＞

- ・システムに蓄積された情報に基づく合理的かつ適正な確認・指導が可能となる
- ・一人親方に対する確認も合理的かつ適正に実施が可能



* 平成30年秋に運用開始予定

社会保険加入等の状況について

①これまでの社会保険加入状況

②社会保険の加入及び賃金の状況等に関する調査結果

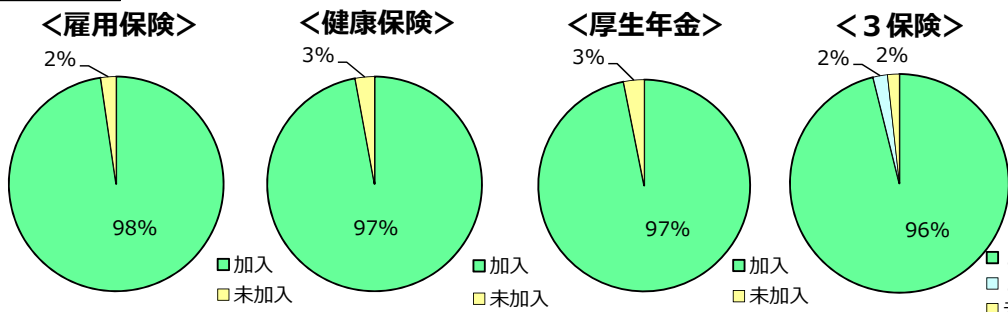
③入札契約適正化法に基づく実施状況調査結果

④建設業許可業者の加入率(推計値)

社会保険加入状況調査結果について

- 公共事業労務費調査（平成28年10月調査）における社会保険加入状況調査結果をみると、
 - ・ 企業別の加入率は、**雇用保険では98%** [対前年度比+0%]、**健康保険では97%** [対前年度比+0.4%]、**厚生年金保険では97%** [対前年度比+0.6%] となっています。
 - ・ 労働者別の加入率は、**雇用保険では84%** [対前年度比+1.8%]、**健康保険では80%** [対前年度比+3.5%]、**厚生年金保険では78%** [対前年度比+3.8%] となっています。

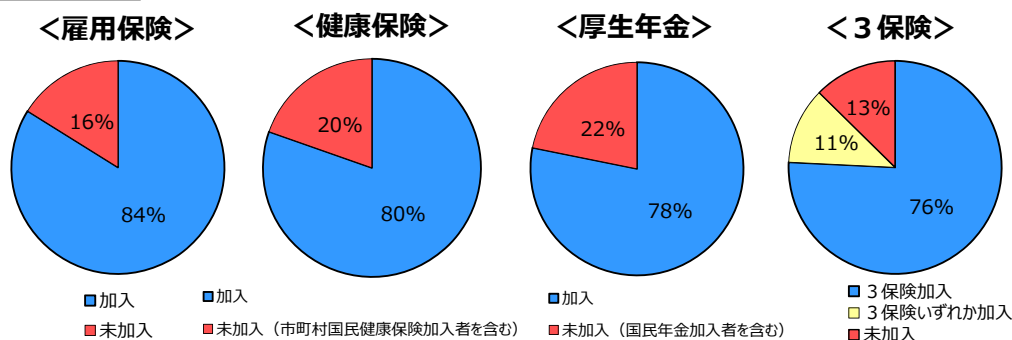
企業別



企業別・3保険別加入割合の推移

	雇用保険	健康保険	厚生年金	3保険
H23.10	94%	86%	86%	84%
H24.10	95%	89%	89%	87%
H25.10	96%	92%	91%	90%
H26.10	96%	94%	94%	93%
H27.10	98%	97%	96%	95%
H28.10	98%	97%	97%	96%

労働者別

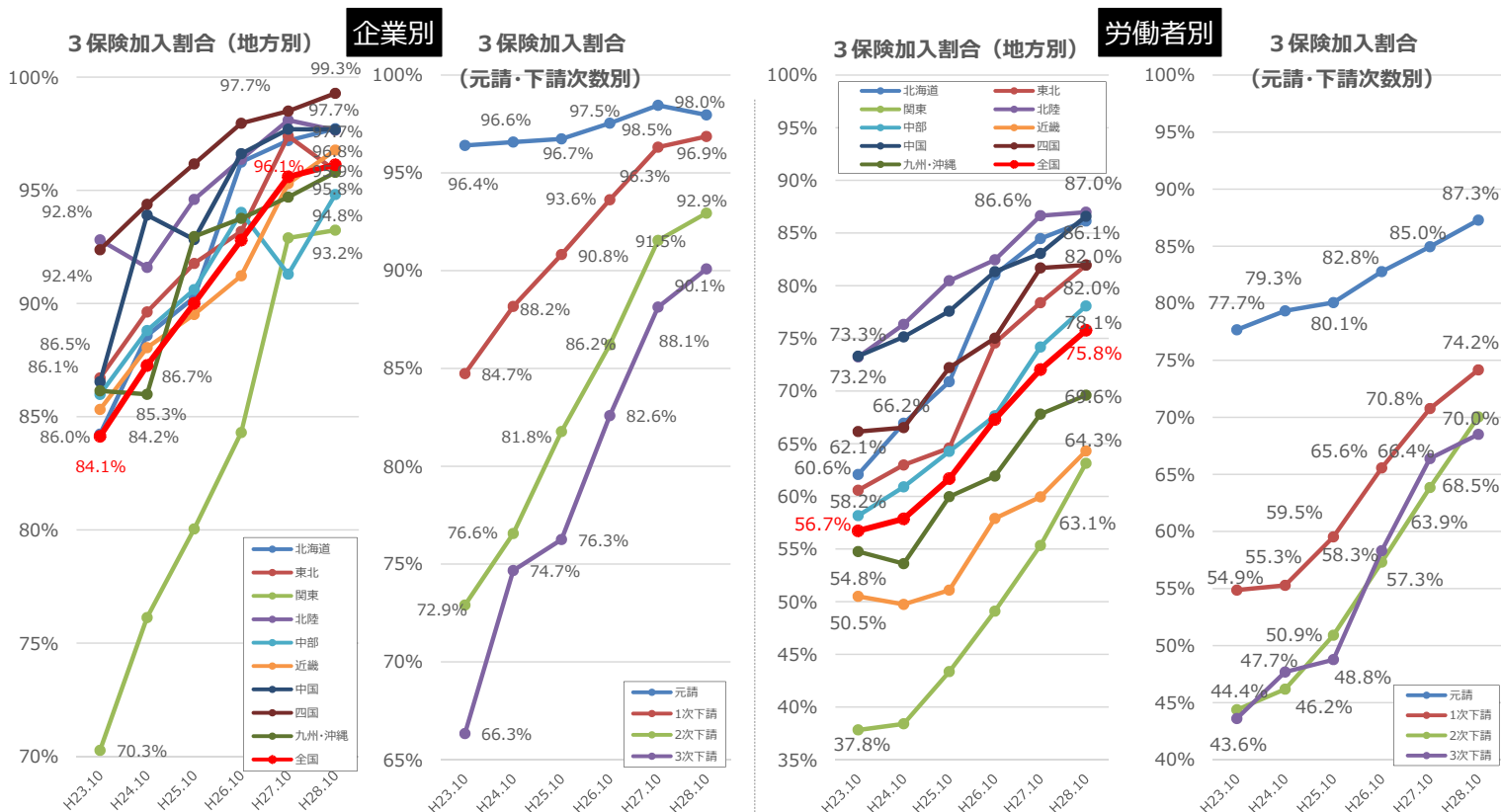


労働者別・3保険別加入割合の推移

	雇用保険	健康保険	厚生年金	3保険
H23.10	75%	60%	58%	57%
H24.10	75%	61%	60%	58%
H25.10	76%	66%	64%	62%
H26.10	79%	72%	69%	67%
H27.10	82%	77%	74%	72%
H28.10	84%	80%	78%	76%

社会保険加入状況の推移(地方別、元請・下請次数別)

- 公共事業労務費調査（平成23年10月調査、平成24年10月調査、平成25年10月調査、平成26年10月調査、平成27年10月調査、平成28年10月調査）における3保険加入状況をみると、全体的には加入割合は上昇傾向にありますが、他地方と比較して関東が、元請企業と比較して高次の下請企業が、加入割合の低い傾向にあります。企業別では、関東と他地方との差が小さくなりました。

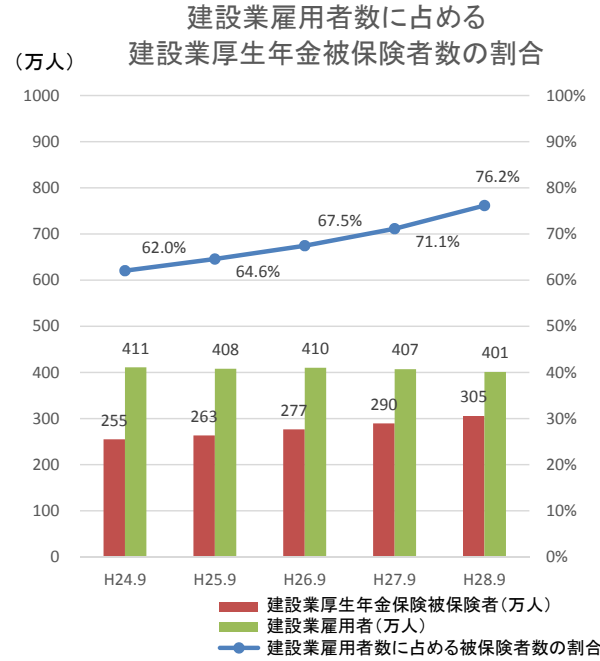
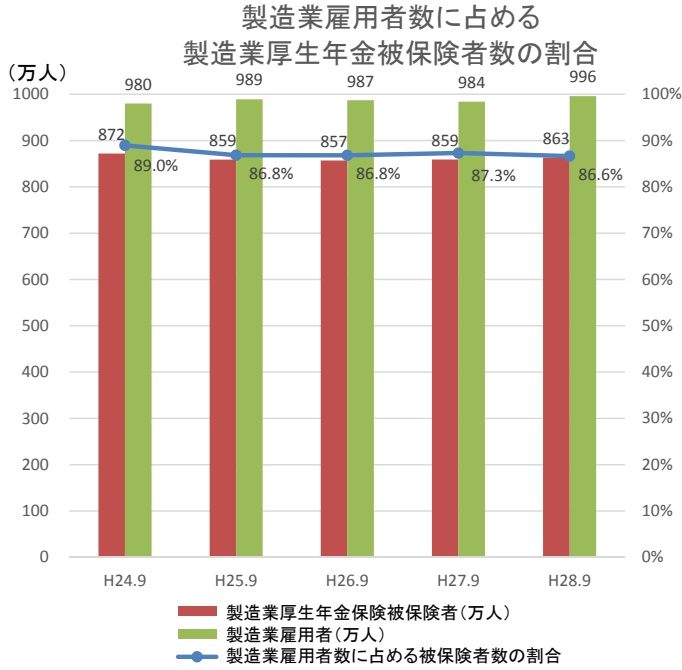


『厚生年金保険業態別規模別適用状況調』(厚生労働省)における「厚生年金保険被保険者数」を『労働力調査』(総務省)における「雇用者数」で除した割合を、「製造業」と「建設業」で比較した。

※この場合、分母である雇用者数及び分子である厚生年金保険被保険者数については、建設業における社会保険等未加入対策で主に対象としている現場の生産労働者以外(事務員等)も含んでいる

※『労働力調査』における「雇用者」と、厚生年金保険が適用される者は、実際には一致しない(例えば、厚生年金保険の適用されない、常用労働者が5人未満の事業者に使用される労働者も、分母に含まれる)

※なお、健康保険加入率については、統一的な被保険者数のデータが把握できない

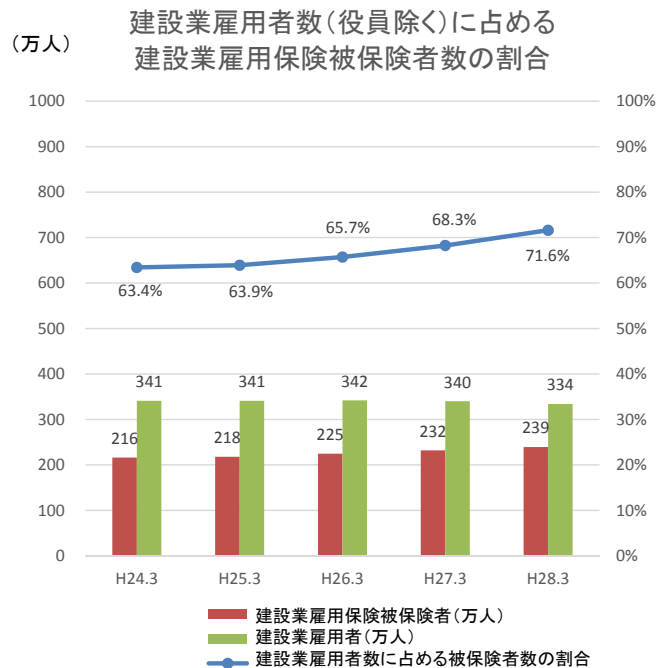
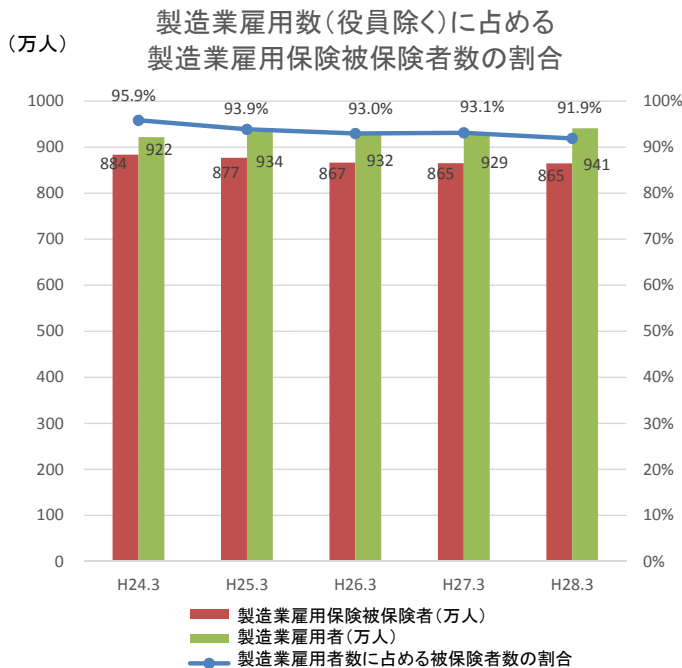


出典:総務省「労働力調査」、厚生労働省「厚生年金保険業態別規模別適用状況調」

『雇用保険事業年報』(厚生労働省)における「雇用保険被保険者数」を『労働力調査』(総務省)における「雇用者数(役員を除く)」で除した割合を、「製造業」と「建設業」で比較した。

※この場合、分母である雇用者数(役員除く)及び分子である雇用保険被保険者数については、建設業における社会保険等未加入対策で主に対象としている現場の生産労働者以外(事務員等)も含んでいる

※『労働力調査』における「雇用者」と、雇用保険が適用される者は、実際には一致しない



出典:総務省「労働力調査」、厚生労働省「雇用保険事業年報」

(参考)型枠工事の社会保険加入状況(労働者別)の調査結果について

- (一社)日本型枠工事業協会のとりまとめた「型枠大工雇用実態調査報告書」(平成29年11月)によると、平成29年度の型枠大工及び型枠解体工の社会保険加入率は前年度と比較して大幅に上昇している。

型枠大工

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	
雇用保険	39%	44%	80%	※適用除外除く
健康保険	-	55%	67%	※協会けんぽ・建設国保加入者の比率
厚生年金	34%	44%	85%	※適用除外除く

型枠解体工

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	
雇用保険	19%	27%	70%	※適用除外除く
健康保険	-	40%	64%	※協会けんぽ・建設国保加入者の比率
厚生年金	12%	27%	72%	※適用除外除く

* 調査時期・・・平成29年8月末時点
 * 調査対象人数・・・型枠大工：10,567人
 型枠解体：3,878人

6

①これまでの社会保険加入状況

②社会保険の加入及び賃金の状況等に関する調査結果

③入札契約適正化法に基づく実施状況調査結果

④建設業許可業者の加入率(推計値)

<目的>

本年度(平成29年度)が社会保険加入対策の目標年次であることを踏まえ、社会保険の加入や賃金の支払い状況について実態を把握し、更なる取組を検討するための基礎資料とする。

<調査概要>

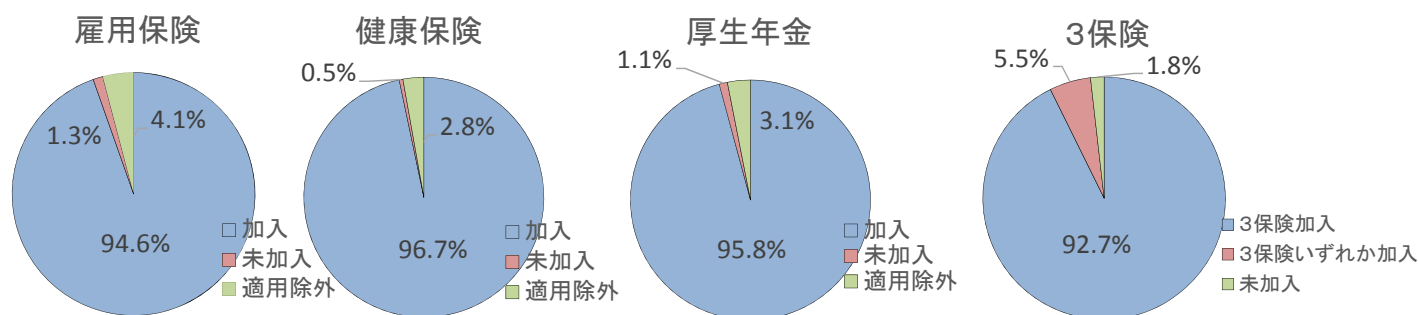
1. 調査対象 建設業許可業者から28,000者無作為に抽出
2. 有効回答 6,888者
3. 調査手法 WEBアンケート ※WEBによる回答が困難な場合は、紙による回答も可
4. 調査項目
 - (1) 企業の概要
企業の規模、許可業種、主な次数、主な発注者(公共・民間)、本社所在地
 - (2) 社会保険の加入状況
企業ベースの加入状況、直近の一現場に從事した技能労働者の加入状況
 - (3) 賃金の支払い状況
直近の一現場に從事した技能労働者に支払った賃金額、賃金額改定の有無、改定率
 - (4) 法定福利費の支払い状況等
直近の一現場における見積書の活用状況、
見積額と受取額の差(見積書に内訳明示した法定福利費の何%を受け取ったのか)
※現場については、元・下/次数/公共・民間/規模/地域といった属性も調査
5. 調査時期 9月末～11月中旬

8

実態調査の結果(社会保険加入状況)

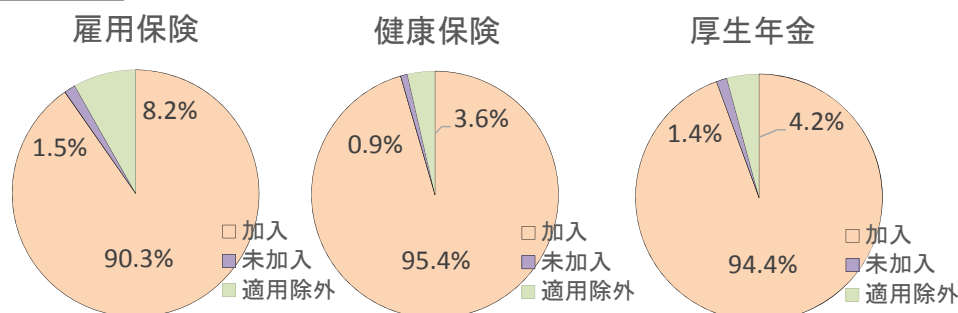
- 6,625者の許可業者から回答があり、企業別の加入率は雇用保険94.6%、健康保険96.7%、厚生年金保険95.8%、3保険92.7%であった。また、法令上加入義務のある「適切な保険」への加入率は98.2%であった。
- 回答のあった企業で雇用される技能者82,942名の加入率は、雇用保険90.3%、健康保険95.4%、厚生年金保険94.4%であった。

企業別



「適切な保険」への加入率(3保険)・・・98.2% (※)
 ※適用除外の企業(法令上加入する必要の無い企業)について、適切な保険へ加入していることとして加入率を算出

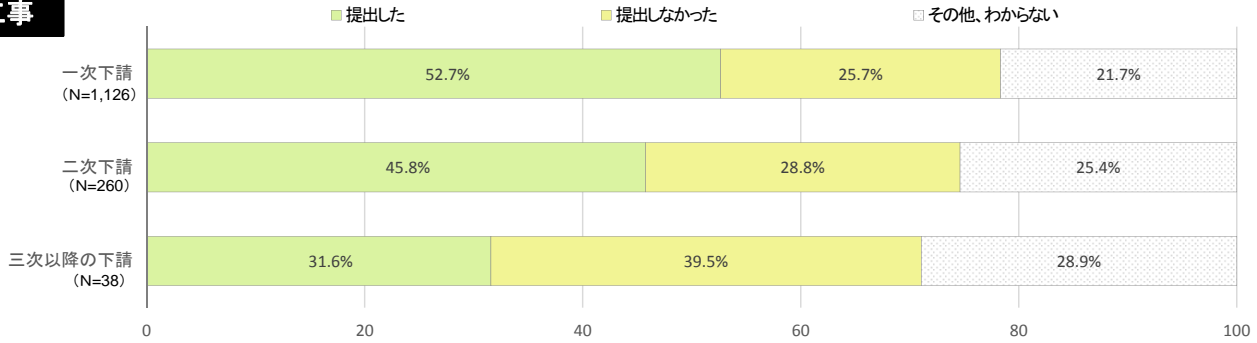
労働者別



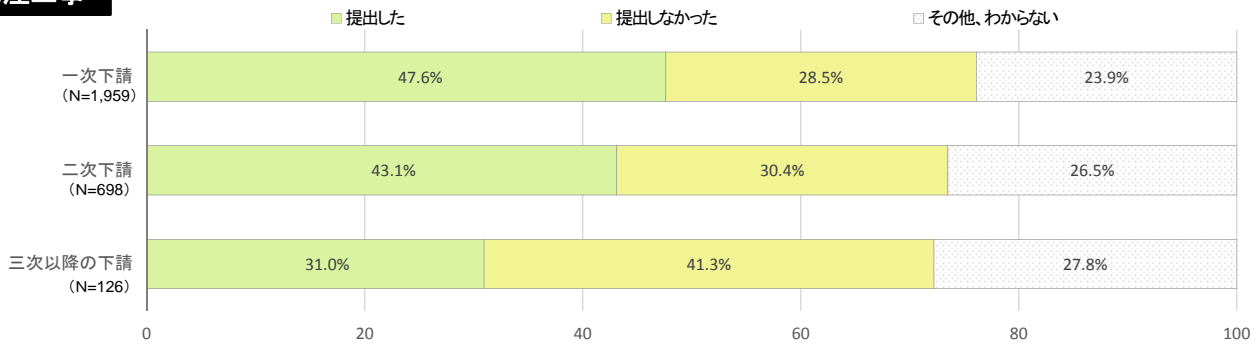
[企業サンプル数] 法人・個人事業計6,625者
 [労働者サンプル数] 法人・個人事業計82,942者
 労働者別では、設問の構成上3保険加入率は不明

- 直近の一現場(公共・民間)において、法定福利費を内訳明示した見積書を提出したかどうかについて質問。
- 公共工事・民間発注工事いずれも、高次の下請企業ほど法定福利費を内訳明示した見積書を提出した工事の割合が減少。

公共工事



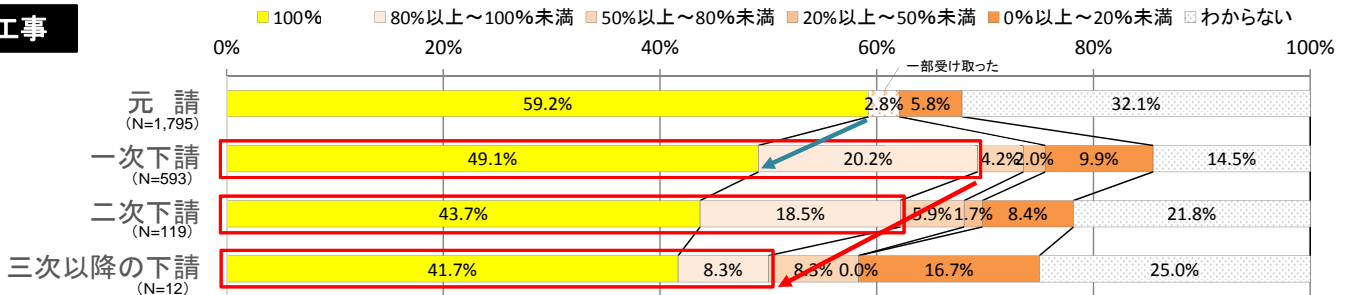
民間発注工事



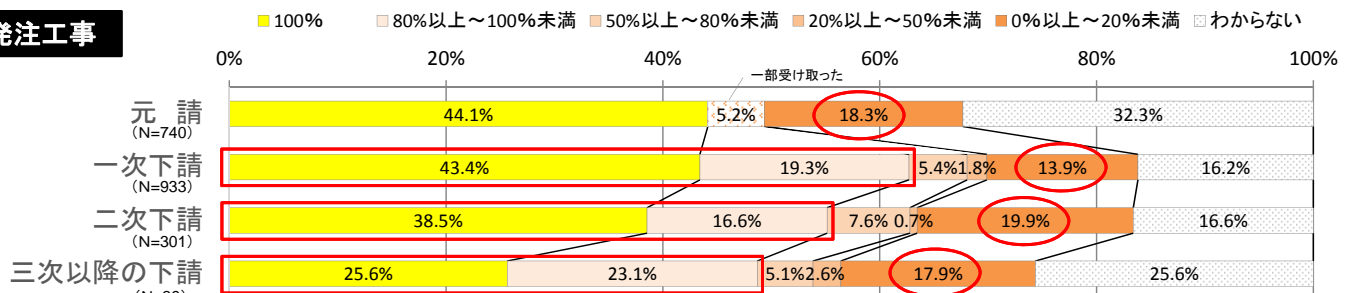
実態調査の結果(法定福利費の受取状況①)

- 直近の一現場(公共・民間)において、法定福利費をどの程度受け取ることができたかについて質問。
- 公共・民間発注工事いずれも、高次の下請企業ほど、法定福利費を80%以上受け取れた工事の割合が減少。(一次:約6~7割の工事で確保 → 三次以下:約5割の工事で確保)
- 公共工事では、元請企業は約6割(59.2%)の工事で法定福利費を全額受け取っている一方、一次以下の下請企業が全額受け取れた工事は5割を下回っている。
- 民間発注工事では、公共工事と比べ、法定福利費を80%以上受け取れた工事の割合が低く、20%未満しか受け取れなかった工事の割合が多い。また、三次以下の下請企業が全額受け取れた工事の割合は3割を下回っている。

公共工事



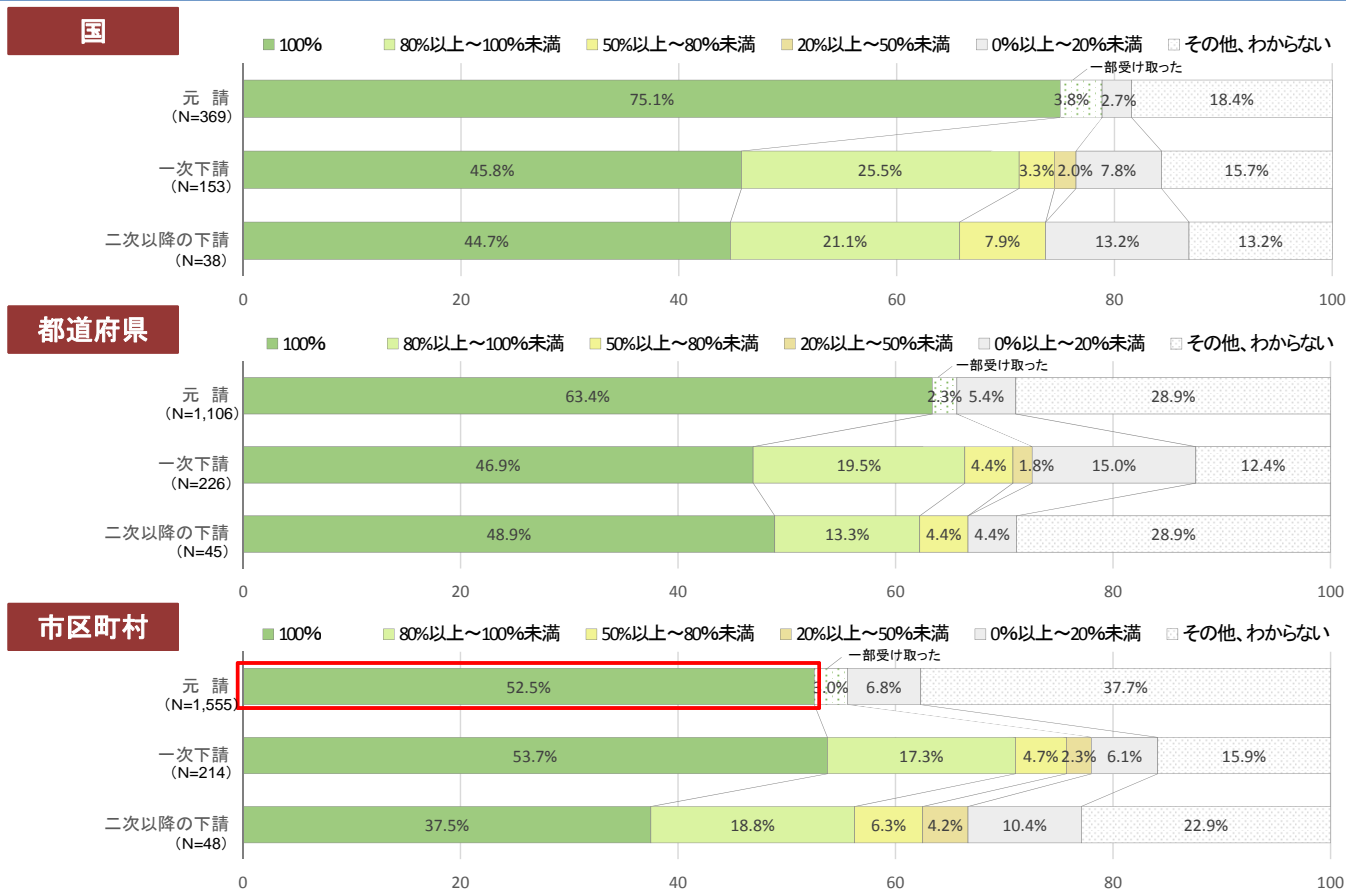
民間発注工事



※下請の回答と比較するため、元請に対する設問の選択肢について、以下のとおり分類してグラフを作成している。
 【調査の選択肢】 【分類】
 全額受け取った → 100%
 一部受け取った → 20%以上~100%未満
 全く受け取っていない → 0%以上~20%未満

実態調査の結果(法定福利費の受取状況②)

○ 公共工事の発注者別に法定福利費の受取状況を比較すると、市区町村発注工事において、元請が全額受け取れた工事の割合が低い傾向となっている。

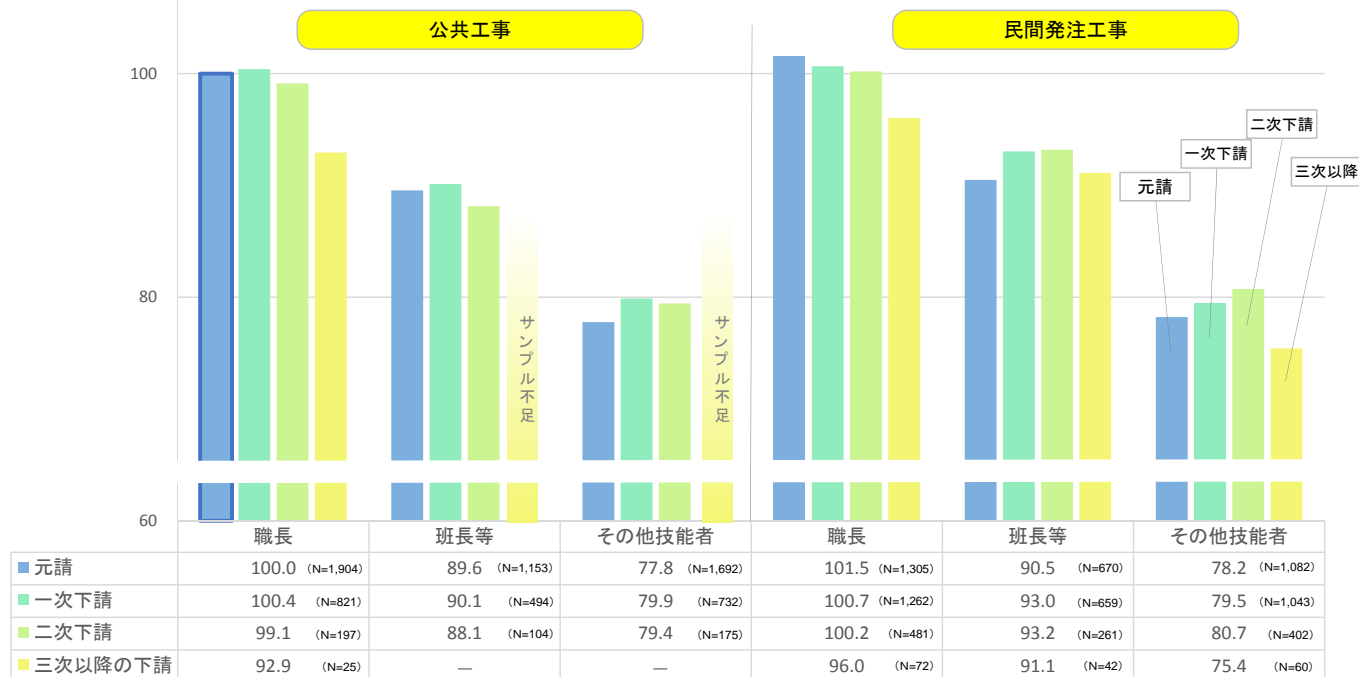


実態調査の結果(賃金の支払い状況①)

○ 直近の一現場(公共・民間)に従事させた技能者に対して支払っている賃金(※)について質問。
 ○ 公共工事・民間発注工事にかかわらず、職階に応じた賃金水準となっている。また、三次以下の下請企業に雇用される技能者の賃金が低い傾向となっている。

技能者の平均賃金(日額)

(公共工事における元請に雇用される職長の賃金を100として値を算出)



※基本給、社会保険料の個人負担分、諸手当(時間外手当や休日手当を除く)、実物給与を含む日額の平均額(手取り額ではなく額面金額)について回答を求めた。回答は、5,000円毎に設定した選択肢(例: 15,000円~20,000円未満、20,000円~25,000円未満 等)から選択。

○ 直近の公共工事に従事させた技能者に対し支払っている賃金について、発注者別に比較すると、市町村発注工事に従事した技能者の賃金水準がやや低い傾向となっている。

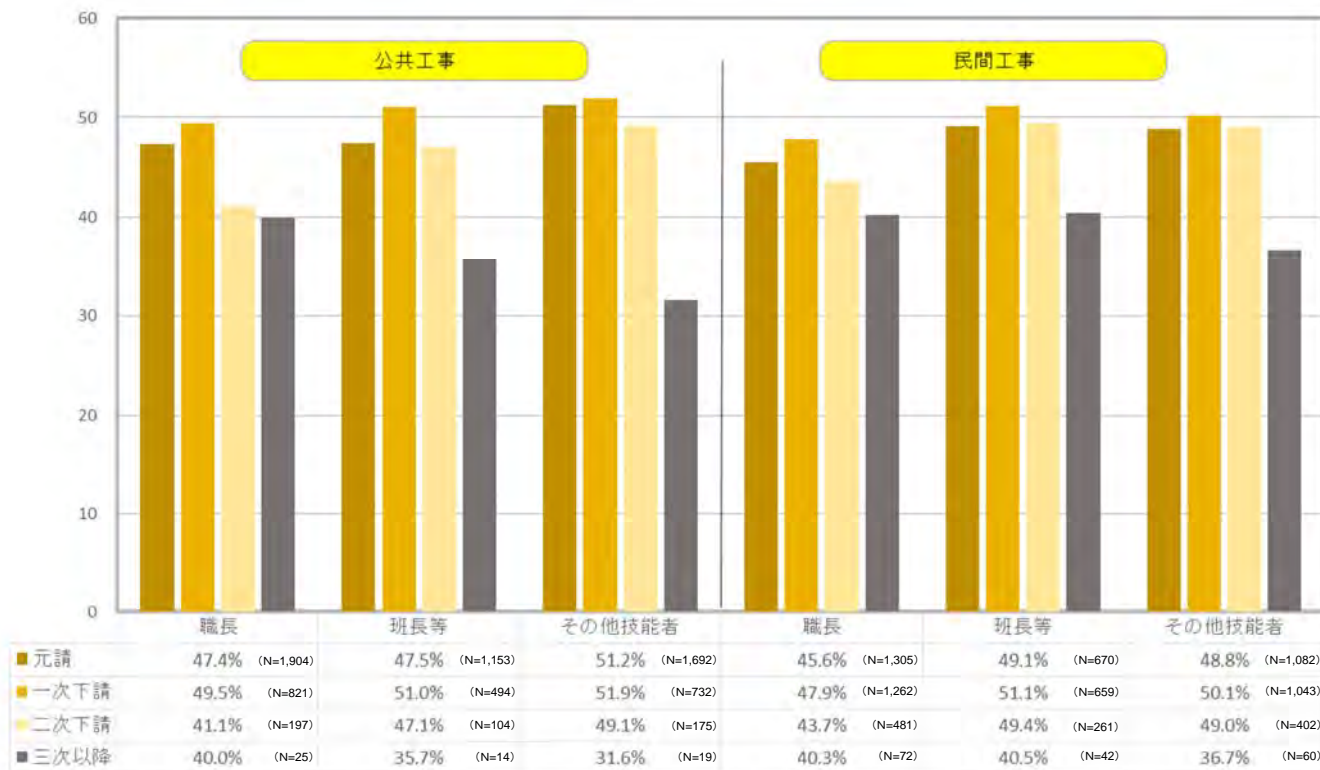
技能者の平均賃金(公共発注者別)



※国発注工事における元請に雇用される職長の賃金を100として値を算出
 ※三次下請以下については公共工事・民間発注工事いずれもサンプル数が少ないため割愛 14

○ 直近の一現場(公共・民間)に従事させた技能者の賃金について、平成28年7月以降の改定状況について質問。
 ○ 公共工事・民間発注工事に関わらず、元請企業から二次下請企業までは、4~5割の企業が賃金を引き上げたと回答。一方、三次以下の下請企業では、賃金を引き上げたと回答した企業は、3~4割に留まっている。

賃金を引き上げた企業の割合



法定福利費について

- 公共・民間発注工事いずれも、高次の下請企業ほど、法定福利費を十分に受け取れた工事の割合が減少。
- 公共工事では、元請企業と一次以下の下請企業との間で、法定福利費を全額受け取れた工事の割合にギャップがある。また、発注者により、法定福利費の受取状況が異なる傾向。
- 民間発注工事では、公共工事と比べ、法定福利費を確保できている工事の割合が少ない傾向。

賃金について

- 公共工事・民間発注工事に関わらず、職階に応じた賃金水準となっているが、三次以下の下請企業において、技能者の賃金が低い傾向となっており、また、賃金を引き上げたとの回答の割合も低くなっている。



今般の調査結果を踏まえ、

- ・引き続き、必要な法定福利費や適正な賃金水準の確保について、関係団体に要請
- ・来年度においても、法定福利費や賃金の支払い状況について実態調査を実施

16

①これまでの社会保険加入状況

②社会保険の加入及び賃金の状況等に関する調査結果

③入札契約適正化法に基づく実施状況調査結果

④建設業許可業者の加入率(推計値)

- 当該調査では、各公共発注者が公共工事を発注する際、受注企業等を社会保険等加入業者に限定する取組の実施状況及び社会保険等未加入業者への対応策を調査。
- 都道府県では、概ね、元請企業及び一次下請企業について一定の対策を講じているものの、市町村では、一部の団体に留まっている状況。

(出典) 入札契約適正化法に基づく実態調査(H29.3.31時点)
※市区町村には政令市を含む

① 公共工事の元請企業を社会保険等加入業者に限定する取組

	実施済(定期の競争参加資格審査等で確認)		未実施	
	H29.3.31	H28.3.31	H29.3.31	H28.3.31
国	18 ←	17	1 ←	2
都道府県	46 ←	45	1 ←	2
市区町村	1089 ←	840	652 ←	901

② 公共工事の下請企業を社会保険等加入業者に限定する取組

※設問が前年度と異なるため、前年度結果を参考値として()に記載

	全ての工事で、1次下請業者まで加入企業に限定	一定金額以上の工事で、1次下請業者まで加入企業に限定	全ての工事で、2次下請業者以降も加入企業に限定	一定金額以上の工事で、2次下請業者以降も加入企業に限定	対策未実施
	H29.3.31	H29.3.31	H29.3.31	H29.3.31	H29.3.31
国	8(←6)	3(←3)	0(←0)	1(←0)	7
都道府県	17(←8)	5(←10)	3(←1)	0(←0)	22
市区町村	280(←113)	100(←55)	89(←34)	27(←6)	1245

③ 社会保険等未加入業者への対応(1次下請業者) ※複数回答

	元請企業に対し加入指導	許可行政庁へ通報	社保担当部局へ通報	指導・通報体制なし
	H29.3.31	H29.3.31	H29.3.31	H29.3.31
国	12	10	2	6
都道府県	38	30	18	2
市区町村	948	69	40	743

④ 社会保険等未加入業者への対応(2次下請業者以降) ※複数回答

	元請企業に対し加入指導	許可行政庁へ通報	社保担当部局へ通報	指導・通報体制なし
	H29.3.31	H29.3.31	H29.3.31	H29.3.31
国	10	8	2	6
都道府県	25	23	15	9
市区町村	885	55	35	802

- 国土交通省で昨年7月、標準約款(公共/民間/下請)を改正し、受注者が作成し発注者に提出する請負代金内訳書に法定福利費を内訳として明示することを標準化。
- 国・都道府県・市区町村ともに、概ね国土交通省の積算基準等を適用し、法定福利費を積算に適切に計上している。

① 積算における法定福利費(事業主負担分)の計上状況

(出典) 入札契約適正化法に基づく実態調査(H29.3.31時点)
※市区町村には政令市を含む

	国土省の積算基準を適用しており、計上している	独自の積算基準を活用しており、現場管理費率に含み計上している	独自の積算基準を活用しており、現場管理費以外の項目に含み計上している	計上していない
	H29.3.31	H29.3.31	H29.3.31	H29.3.31
国	17	0	0	1
都道府県	47	0	0	0
市区町村	1711	10	0	13

② 積算における法定福利費(本人負担分)の計上状況

	国土省の公共工事設定労務単価を適用しており、計上している	独自の設計労務単価を適用しており、計上している	計上していない
	H29.3.31	H29.3.31	H29.3.31
国	17	0	1
都道府県	47	0	0
市区町村	1702	8	24

※H30.1.12時点で未回答の7市区町村は含まない。

①これまでの社会保険加入状況

②社会保険の加入及び賃金の状況等に関する調査結果

③入札契約適正化法に基づく実施状況調査結果

④建設業許可業者の加入率(推計値)

20

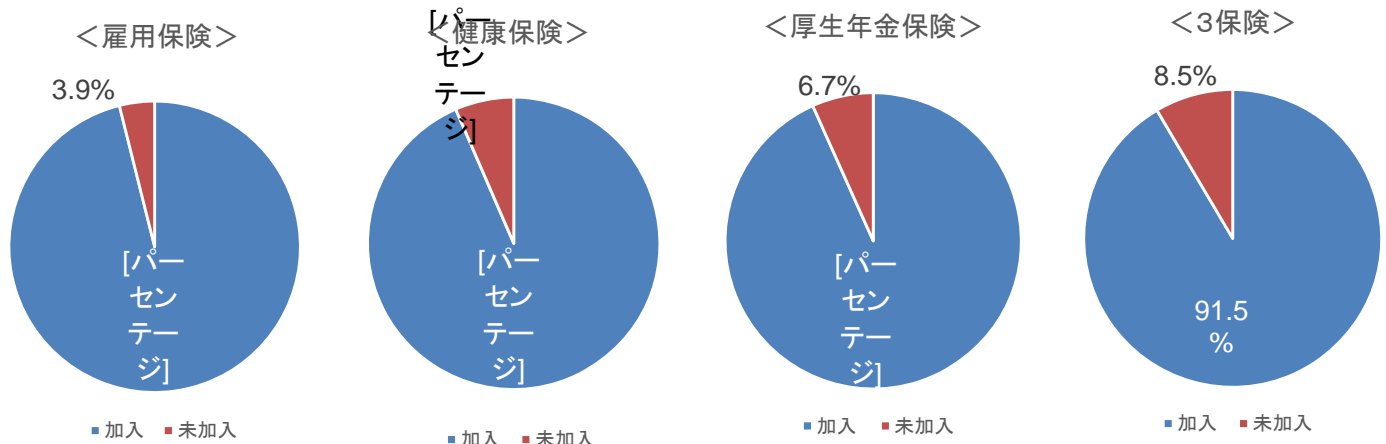
建設業許可業者の加入率(推計値)

○ 許可処理システムの情報により集計（平成29年12月31日現在）

- 加入率は、**雇用保険では96.1%、健康保険では93.5%、厚生年金保険では93.3%、3保険では91.5%**（※）。

※建設業者の一般的な情報については許可処理システムにて管理しており、そのうち社会保険の加入状況の許可処理システムへの入力率は平成29年12月31日現在で約87%である。このシステムへの入力率を100%に補正した場合の加入率を提示。

- 未加入の建設業者については厚生労働省へ通報。通報後の加入状況については、今後厚生労働省から回報される予定（厚労省の指導等により加入に至った場合、加入率は上昇することとなる）。



※円グラフの数値は、平成29年12月31日時点の入力状況をもとに算出した推計値

今後の取組の方向性について

社会保険加入対策の今後の取組の方向性

- 平成24年度以降、建設業における社会保険加入対策を推進してきた結果、社会保険の加入率は着実に上昇。
- 一方、未だ社会保険に加入していない企業が存在。引き続き、建設業の持続的な発展に必要な人材の確保と公平な競争環境の構築に向け、社会保険加入を促進する取組が必要。
- 平成30年度以降2年間に於いて、以下の方向性に基づき、社会保険加入を徹底・定着させる取組を集中的に実施。

1. 地域における優良な取組事例の共有

- 社会保険加入推進地域会議の全国展開
 - ・地域の建設業者が参加し、事例共有や行動基準の採択を行う「社会保険加入推進地域会議」を全国展開
 - ・会議に参加した事業者に対し、ステッカー等を配布し、対外的なPRを支援

2. 加入対策の更なる合理化・適正化

- 建設キャリアアップシステムの活用
 - ・システムの導入により、一人親方も含め技能者の加入状況等の簡易な把握が可能となることから、システムの活用方法等について関係者間で検討
 - ・平成30年秋以降、システム活用の取組を試行
- 未加入企業の更なる「見える化」
 - ・現場に掲示する施工体系図において未加入企業を「見える化」

3. 未加入企業への対策の強化

- 建設業許可業者からの未加入企業の排除
 - ・未加入企業に対し建設業許可・更新を認めない仕組みとすべく、建設業法改正を検討
- 民間工事や地方公共団体工事における対策強化
 - ・民間発注者への周知など誓約書の活用促進と民間約款の改正（加入企業に限定する規定を創設）の検討
 - ・地方公共団体工事における対策強化の更なる要請

4. 法定福利費の確保の取組の強化

- 実態調査を踏まえ、法定福利費を下請まで行き渡らせるための施策の検討・実施
- 立入検査の継続
 - ・標準見積書の活用や法定福利費の支払状況の確認

5. 継続的な実態把握

- 社会保険の加入や法定福利費・賃金の支払い状況について、引き続き実態調査を実施

6. その他

- 従業員が4人以下の個人事業所や一人親方など、法令上加入義務のない者への対応策について検討

平成30年1月15日

第2回建設業社会保険推進連絡協議会

- ・平成29年度の取組状況
- ・社会保険加入等の状況（許可業者の加入率（速報値）等）
- ・今後の取組の方向性

2月以降

地方ブロック毎に建設業社会保険推進地方連絡協議会を開催

（ 並行して「今後の取組の方向性」に示された施策の具体化について検討 ）

平成30年4月以降

許可業者の加入率・労働者単位の加入率^(※)の公表
「今後の取組の方向性」に示された施策を順次実施

(※) 加入率の算出に必要な各種調査の公表時期
労働力調査（H29平均値）：1月末公表
雇用保険事業年報（H29.3時点）：12月1日
厚生年金保険適用状況調（H29.9時点）：3月末

建設キャリアアップシステムについて

目次

1. システムの概要(P2～4)
2. システムの利用手順とメリット(P5～11)
3. システムの利用料金(P12～14)
4. システムを活用した政策展開(P15～18)
5. 今後のスケジュール(P19～21)

1. システムの概要

建設キャリアアップシステムの構築

- 「建設キャリアアップシステム」は、技能者の資格、社会保険加入状況、現場の就業履歴等を業界横断的に登録・蓄積する仕組み
- システムの活用により技能者が能力や経験に応じた処遇を受けられる環境を整備し、将来にわたって建設業の担い手を確保
- システムの構築に向け官民（参加団体：日建連、全建、建専連、全建総連 等）で検討を進め、平成30年秋に運用開始予定
- 運用開始初年度で100万人の技能者の登録、5年で全ての技能者（330万人）の登録を目標

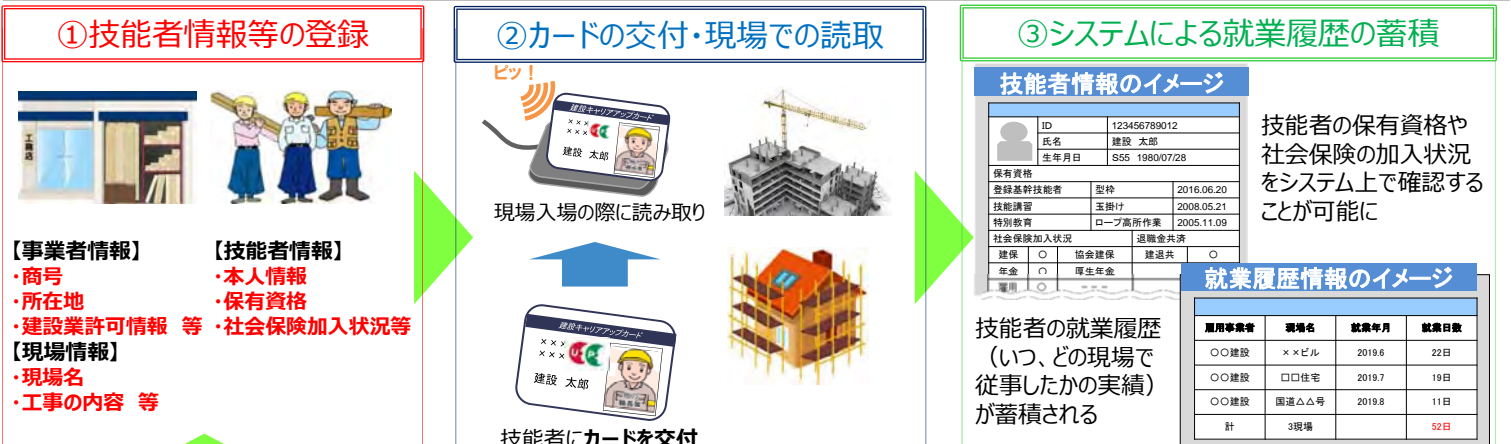
<参考> 新しい経済政策パッケージ（H29.12.8閣議決定）（抄）

第3章 生産性革命

(2) 第4次産業革命の社会実装と生産性が伸び悩む分野の制度改革等

④建設分野

- 建設技能者の就業履歴等を蓄積する建設キャリアアップシステムの来年秋の構築等により、現場管理や書類作成・人材育成の効率化、技能や経験が適正に評価される環境整備を行う。



技能者の処遇改善が図られる環境を整備

1. 基本理念・基本方針

- 技能者の経験が蓄積されるシステムを構築し、評価に応じた処遇改善などの技能者を巡る環境の改善等を目指す
- 技能者の本人情報について、その真正性を確認した上で、各種情報を業界統一のルールで登録・蓄積するシステムとする
- 簡易で低コストのシステムとする一方、個人情報の適切な保護にも留意する



2. 登録する情報・利用手順

①技能者、事業者の申請（申請は任意）に基づき、振興基金が以下の情報をシステムに登録

技能者情報 本人情報（住所、氏名、生年月日、性別、国籍）	事業者情報	現場情報
必須情報 ○社会保険加入状況 ○建退共手帳の有無 等	○商号 ○所在地 ○建設業許可情報 許可番号・許可の有効期間・建設業の種類	○現場名及び住所、元請事業者名 ○工事の内容が分かる項目 等
推奨情報 ○保有資格、研修受講履歴 ○健康診断受診歴の有無 等		就業履歴
		○現場入場実績（日単位）等


②元請が現場の開設時に以下の情報を登録

③現場入場時にカードリーダー等でカードを読み取る

※上記の申請手続きは、利用者の利便性確保のため、インターネット申請、郵送申請、窓口申請の手法を認める

3. 技能者に交付するカード（キャリアアップカード）

- 技能者の申請に基づき、運転免許証等で本人確認をした上で交付
 - 技能者は申請方法に応じた実費（2500円又は3500円）を負担し、有効期間は10年。
 - 将来的には技能者の技能に応じた色分けを検討。当面は登録基幹技能者をゴールドカードとする。
- 

4. 事業者のシステム利用・情報閲覧の範囲

- 事業者がシステムを利用する際は、事業者の資本金に応じた登録料や利用の程度に応じた利用料の負担が必要。
- システム利用料を負担した他の建設事業者は技能者本人及び所属事業者が同意した範囲内で技能者情報の閲覧が可能。

5. システムの運営主体・普及目標

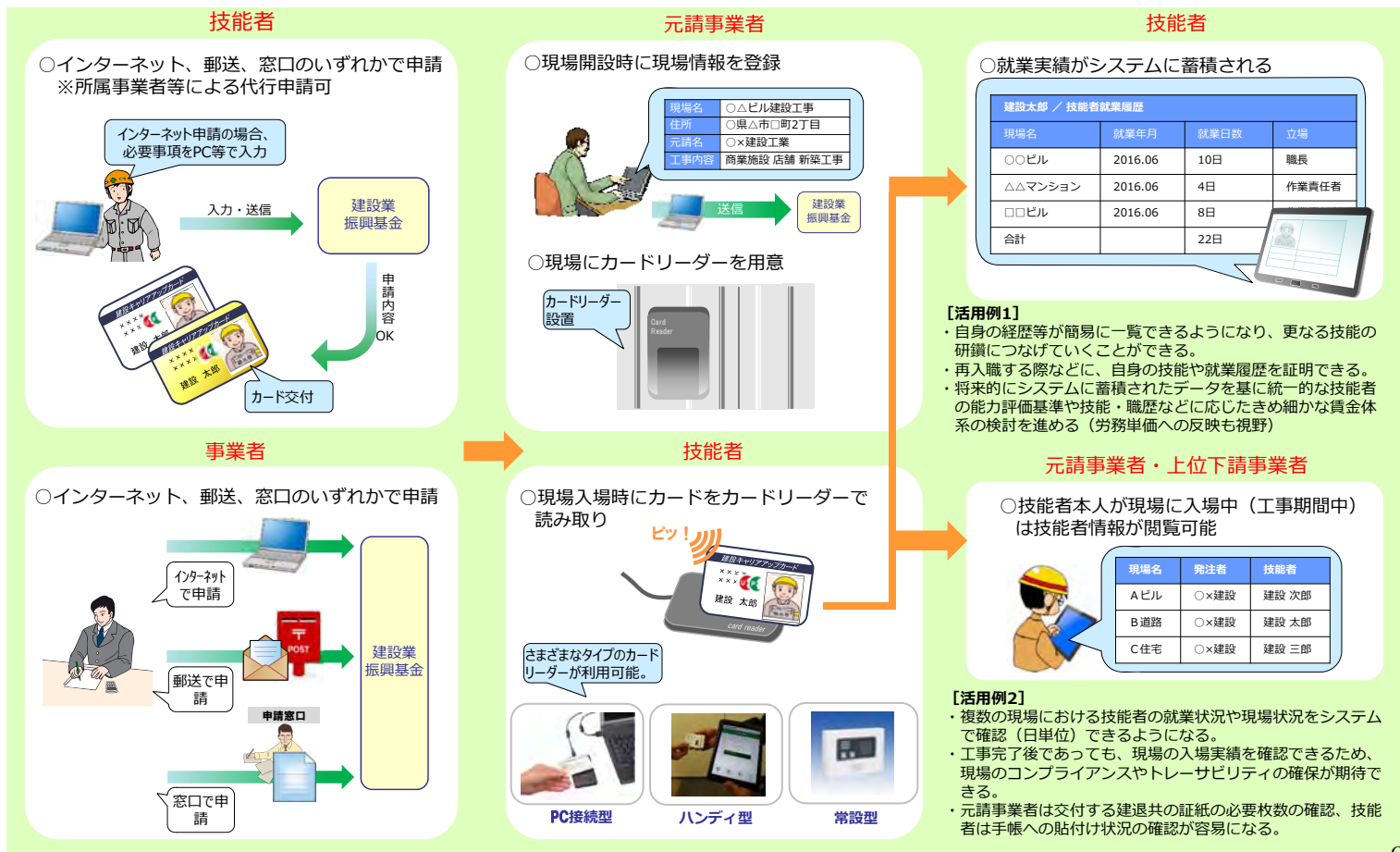
- 運営主体は（一財）建設業振興基金。
- 運用開始後1年で約100万人の登録を目指し、開始後5年を目途に全ての技能者の登録を目指す。

2. システムの利用手順とメリット

① システムの利用にあたっての登録

② 現場におけるシステムの利用

③ システム利用の効果



6

システム画面のイメージ 1/2

1 技能者本人の閲覧ページ（イメージ）

技能者本人は
・自身の技能者情報(①)、就業履歴情報(②)を閲覧し、履歴を証明する書類として出力・印刷できる

①技能者情報（本人）

本人情報	ID	123456789012	証	期
氏名	建設 太郎		証	期
生年月日	S45 1970/07/07		証	期
年齢	49歳		証	期
性別	男		証	期
住所	東京都○市 ○○○-1-23-4		証	期
電話番号	03-1234-5678		証	期
緊急連絡先	03-1234-1234		証	期
FAX	03-1234-5679		証	期
メール	○○@○○.co.jp		証	期
国籍	日本		証	期
在留期間	—		証	期
職種	大工		証	期
足場とび工			証	期
保有資格	登録建築大工基幹技能者	2015.12.20	証	期
技能検定	一般建築大工技能士	2005.03.20	証	期
建築士	木造建築士	2012.01.18	証	期
技能講習	足場の組立て等作業主任者	2003.04.05	証	期
特別教育	ロープ高所作業	2003.02.17	証	期
学歴・指定学科	○○○大学 建築学科		証	期
表彰実績	優秀施工者国土交通大臣顕彰	2014.10.20	証	期
所属事業者	建設(株)	1993.04.06	証	期
社会保険加入状況	健康	協会健保 12345678-12345678	証	期
	年金	厚生年金 12345678-12345678	証	期
	雇用	12345678-12345678	証	期
健康診断	一般検診	2019.04.20	証	期
	特殊検診	2018.12.05	証	期
労災保険特別加入状況	一人親方特別加入	—	証	期
退職会済	建退共	123456789	証	期
中退共	—	—	証	期

②就業履歴情報

技能者就業履歴	ID	123456789012	
氏名	建設 太郎		
期間	2018年06月01日～2019年06月30日		
所属事業者	現場名	就業年月	就業日数
○建設(株)	東京都○区 △△アパート	2018.06	19日
○建設(株)	埼玉県××市 ○○マンション	2018.07	18日
○建設(株)	千葉県□□市 ××アパート	2019.06	20日
	計	84現場	245日

一覧から選択して技能者情報・就業履歴情報を閲覧できる

2 所属事業者の閲覧ページ（イメージ）

所属事業者は
・自らの情報（事業者情報(①)）を閲覧できる
・所属する技能者の情報を一覧表示（②）できる
・一覧から選択して技能者情報・就業履歴情報を閲覧できる（1-①,②へ）
・有資格者数、社会保険加入率などを集計できる機能（③）を備える予定

①事業者情報（自社）

事業者情報（自社情報）	
事業者ID	123456789012
商号・名称	建設(株)
代表者名	建設 太郎
所在地	東京都○市 ○○○-1-23-4
電話番号	03-1234-1234
建設業許可(業種・番号・年月)	123456 13 東京都知事 H32年07月10日まで
特 土 建 鋼 舗	鉄 大と石屋た内 園 水
社会保険加入情報(整理記号等)	
健康	協会健保 12345678
年金	厚生年金 12345678
雇用	12345678-12345678
労災	13101-912342
退職会済済	13101-912345-000
建退共	建設(株) 123456789

③技能者情報の集計

所属技能者情報	
所属技能者数	○人
有資格者数	○人
登録基幹技能者	○人
技能士	○人
免許	○人
その他資格	○人
技術検定	○人
建築士	○人
保険加入率	○%
健康	○%
年金	○%
雇用	○%
建退共加入者	○人
中退共加入者	○人

②所属技能者一覧

ID	氏名	性別	職種	年齢	保険加入
123456789012	建設 太郎	男	1 大工	49	健康 年金 雇用
123456789013	○ ○ 男	男	2 足場とび工	52	健康 年金 雇用
123456789015	○ ○ 次郎	男	1 大工	42	健康 年金 雇用
123456789016	○ ○ 彦	男	1 足場とび工	31	健康 年金 雇用
123456789018	○ ○ 美	女	1 木工	24	健康 年金 雇用

④技能者就業履歴（歴日毎）

就業年月	就業日数	就業履歴
2019.5.1	1日	建設(株) 現場名
2019.5.2	1日	建設(株) 現場名
2019.5.3	1日	建設(株) 現場名
2019.5.4	1日	建設(株) 現場名
2019.5.5	1日	建設(株) 現場名
2019.5.6	1日	建設(株) 現場名
2019.5.7	1日	建設(株) 現場名
2019.5.8	1日	建設(株) 現場名
2019.5.9	1日	建設(株) 現場名
2019.5.10	1日	建設(株) 現場名
2019.5.11	1日	建設(株) 現場名
2019.5.12	1日	建設(株) 現場名
2019.5.13	1日	建設(株) 現場名
2019.5.14	1日	建設(株) 現場名
2019.5.15	1日	建設(株) 現場名
2019.5.16	1日	建設(株) 現場名
2019.5.17	1日	建設(株) 現場名
2019.5.18	1日	建設(株) 現場名
2019.5.19	1日	建設(株) 現場名
2019.5.20	1日	建設(株) 現場名
2019.5.21	1日	建設(株) 現場名
2019.5.22	1日	建設(株) 現場名
2019.5.23	1日	建設(株) 現場名
2019.5.24	1日	建設(株) 現場名
2019.5.25	1日	建設(株) 現場名
2019.5.26	1日	建設(株) 現場名
2019.5.27	1日	建設(株) 現場名
2019.5.28	1日	建設(株) 現場名
2019.5.29	1日	建設(株) 現場名
2019.5.30	1日	建設(株) 現場名

3 稼働中の現場における元請、上位下請閲覧ページ (イメージ)

稼働中の現場における元請事業者、上位下請企業は
 ・自社に関する現場を一覧表示 (①) でき、選択により現場情報 (②) を閲覧できる
 ・現場に入退場する技能者の情報を一覧表示 (③) できる
 ※③は工事期間中のみ閲覧可能
 ・一覧から選択して技能者情報・就業履歴情報を閲覧できる (1-①,②へ)
 ・有資格者数、社会保険加入率などを集計できる機能 (④) を備える予定

① 自社に関する現場一覧

現場名	住所	元請名
××アパート新築工事	千葉県〇〇市〇〇〇〇1-23	〇〇建設
△△ビル新築工事	東京都〇〇区××2-4	××JV
□□マンション改修	東京都△△市△△6-1	△△建設

② 現場情報

現場ID	123456789012
現場名称	××アパート新築工事
住所	千葉県〇〇市〇〇〇〇1-23
元請名	〇〇建設
発注者	△△住宅
工事内容	2019.06 ~ 2019.09
用途	共同住宅 建築面積 〇〇〇〇㎡
構造	木造 延床面積 〇〇〇〇㎡
階数	〇階
工期	〇日
工種	工法
概要	

③ 技能者情報一覧

事業者名	技能者名	就業日数	作業内容等	立場	健康診断受診	社会保険加入	建退共加入
〇〇建設(株)	建設 太郎	20	大工工事		〇	〇	〇
〇〇建設(株)	〇〇 男	21	大工工事	職長	〇	〇	〇
〇〇建設(株)	〇〇 美	18	大工工事		〇	〇	〇
××工務所	〇〇 口	15	大工工事		〇	〇	〇
××工務所	〇〇 次郎	15	大工工事		〇	〇	〇
××工務所	〇〇 太郎	20	電気設備工事	職長	〇	〇	〇
××工務所	〇〇 花子	20	電気設備工事		〇	〇	〇

④ 技能者情報の集計

入場中技能者情報	〇人
所属技能者数	〇人
有資格者数	〇人
登録基幹技能者	〇人
技能士	〇人
免許・資格	〇人
技能講習	〇人
特別教育	〇人
その他受訓歴	〇人
保険加入率	〇% (3保険加入)
健康	〇% (適用除外)
年金	〇% (除く)
雇用	〇人
建退共加入者	〇人
中退共加入者	〇人

一覧から選択して技能者情報・就業履歴情報を閲覧できる (1-①,②)

4 システムに登録した事業者の閲覧 (イメージ)

システムに登録した事業者は
 ・他社の事業者情報 (①) を検索して閲覧できる
 ・本人及び所属事業者が同意した範囲で、所属技能者一覧 (②)、技能者情報 (③)、就業履歴情報 (④) を閲覧できる

① 事業者情報 (他社)

事業者ID	123456789012
商号・名称	〇〇建設(株)
代表者名	〇〇 太郎
所在地	東京都〇〇市 〇〇〇〇-1-23-4
電話番号	03-1234-1234
建設業許可(業種・番号・年月)	123456 13 東京都知事 H32年07月10日まで
特 殊 業 種	般 大と石屋夕内 園水
社会保険加入情報(登録記号等)	
健康	〇 協会健康 12345678
年金	〇 厚生年金 12345678
雇用	〇 13201-12345678
労災	〇 13101-12345678

② 所属技能者一覧 (同意している時)

ID	氏名	性別	年齢	職種	立場	就業日数	就業内容
123456789012	建設 太郎	男	49	左官工		49	壁塗り作業
123456789013	〇〇 男	男	52	左官工		52	吹き付け作業
123456789015	〇〇 次郎	男	42	左官工		42	吹き付け作業
123456789016	〇〇 美	女	31	左官工		31	吹き付け作業
123456789018	〇〇 花子	女	24	左官工		24	吹き付け作業

本人及び所属事業者が同意した範囲で技能者情報・就業履歴情報を閲覧 (一部のみ表示)

※他社が閲覧する場合、番号の漏洩防止のため、社会保険加入状況、退職金共済の情報は一部のみ表示

③ 技能者情報 (同意している時)

本人情報	ID	123456789012	証 別
	氏名	建設 太郎	〇
	生年月日	S45 1970/07/07	〇
	年齢	49歳	〇
	性別	男	〇
	住所	東京都〇〇市 〇〇〇〇-1-23-4	〇
	電話番号	03-1234-5678	〇
	緊急連絡先	03-1234-1234	〇
	FAX	03-1234-5678	〇
	メール	〇〇〇〇@〇〇〇〇.jp	〇
	国籍	日本	〇
	その他		〇

④ 就業履歴情報 (同意している時)

技能者就業履歴	ID: 123456789012		
	氏名: 建設 太郎		
	期間: 2018年06月01日 ~ 2019年06月30日		
所属事業者	就業日数	就業内容	就業日数
〇〇建設(株)	東京都〇〇区 △△ビル	2018.06	19日
〇〇建設(株)	埼玉県××市 ××ビル	2018.07	18日
〇〇建設(株)	千葉県〇〇市 ××ビル	2019.06	20日
	計184現場		245日

※本人もしくは所属事業者が同意していない時は閲覧不可

建設キャリアアップシステムに登録される資格等の情報 国土交通省

・建設キャリアアップシステムでは、技能者本人の申請により、運営主体が、技能者本人の保有する資格や免許などの情報をシステムに登録。
 ・登録された資格や免許などの情報は、技能者情報として閲覧が可能。
 ※現場で蓄積された就業履歴については、就業履歴情報に表示され、閲覧が可能。

技能者が申請する内容(資格等)

入力情報	項目	記載例
資格 (取得年月日・登録年月日・有効期限年月日のいずれかへの記入)	保有資格①資格名	資格名: 登録〇〇基幹技能者 更新年月日: 2016年10月10日
	保有資格①取得年月日	
免許 (取得年月日・登録年月日・有効期限年月日のいずれかへの記入)	保有資格①資格名	
	保有資格①取得年月日	
技能講習 (複数登録可)	保有資格①資格名	
	保有資格①取得年月日	
特別研修 (取得年月日・登録年月日・有効期限年月日のいずれかへの記入)	保有資格①資格名	
研修受講履歴(複数登録可)	研修①研修名	〇〇主任者
	研修①受講年月日	2014年5月15日
表彰(複数登録可)	表彰①名称	建設マスター
	表彰①表彰年月日	2016年10月16日
職種(複数選択可)	職種	型枠
経験年数(履歴なども記載可能)	経験記入欄(技能者本人記入用)	型枠工事を20年。
	経験記入欄(所属事業者記入用)	この技能者は型枠工事を20年経験したことを証明します。

登録までの経験

技能者情報の閲覧イメージ

登録された資格、免許などの名称や取得等の年月日が閲覧可能

登録

登録された表彰の名称と受賞年月日が閲覧可能

本人情報	No.1-1	
ID	123456789012	
氏名	建設 太郎	
生年月日	S45 1970/07/07	
年齢	46歳	
性別	男	
経験年数	20年	
住所	東京都〇〇市 〇〇〇〇-1-23-4	
電話番号	03-1234-5678	
保有資格		
登録基幹技能講習	登録左官登録基幹技能者	2013.12.20
技能検定	一級左官技能士	2005.03.20
建築士	二級建築士	2012.01.18
技能講習	足場の組立て等作業主任者	2000.04.05
特別教育	ロープ高所作業	2000.02.17
表彰実績		
優秀施工者国土交通大臣表彰		2014.10.20

【就業履歴情報の閲覧イメージ】

技能者就業履歴	ID: 123456789012				
	氏名: 建設 太郎				
	期間: 2019年6月01日 ~ 2024年5月31日				
所属事業者	現場名	就業日数	職種	立場	作業内容
〇〇建設(株)	東京都〇〇区 △△ビル	2019.06	10日	左官工	壁塗り作業
〇〇建設(株)	埼玉県××市 ××ビル	2019.08	18日	左官工	職長 吹き付け作業
〇〇建設(株)	千葉県〇〇市 ××ビル	2020.04	10日	左官工	職長 壁塗り作業 吹き付け作業
	計184現場		1245日		

現場で蓄積された就業履歴の合計日数

技能者の処遇改善

○経験や技能に応じた処遇の実現

- ・システムに蓄積される就業履歴や保有資格を活用し、技能者をレベル分けする能力評価基準を検討（レベルに応じてキャリアアップカードを色分け）
- ・技能者の能力評価と連動した専門工事企業の施工能力等の見える化も進め、良い職人を育て、雇用する専門工事企業が選ばれる環境を整備



現場管理の効率化

○社会保険加入状況等の確認の効率化

- ・現場に入場する技能者ひとりひとりについて、社会保険の加入状況等の確認が効率化

事業者名	技能者名	就業日数	社会保険加入
○建設	○○○男	11	○
○建設	建設太郎	10	○
××工務所	□□□子	20	○
××工務所	□□次郎	20	○



○書類作成の簡素化・合理化

- ・施工体制台帳や作業員名簿の作成の手間やミスを削減

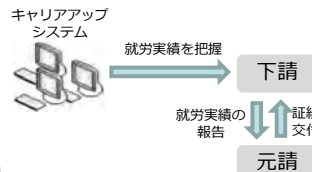
作業員名簿（イメージ）

氏名	職種	生年月日	現住所
○○男	型枠工	○年○月○日	○県○○市
建設太郎	型枠工	△年△月△日	△△県△△市
□□子	鉄筋工	□年□月□日	□□県□□市
□□次郎	足場及び工	■年■月■日	■■県■■市

※赤枠部分にシステムに蓄積された情報が反映される

○建退共関係事務の効率化

- ・技能者に証紙を交付する際の事務作業が軽減（現在は手作業で必要書面を作成している）



※建退共において、証紙に替えて電子的に就業実績を把握する方式の導入について検討が進められている

建設キャリアアップシステムの活用（技能者のメリット）

○建設キャリアアップシステムは、技能者一人ひとりについて、どのような資格を持ち、どの現場で何日就労したかなどを業界横断的に登録・蓄積する仕組み。

➡業界全体で、技能者一人ひとりの技能や経験をしっかりと“認め”“育てる”仕組み

○技能や経験の簡易で客観的な蓄積

- ・キャリアアップカードをカードリーダーにかざすだけで自動的に蓄積
- ・どこの現場であっても共通のルールで蓄積
- ・情報は電子的に蓄積



就業履歴情報（イメージ）

雇用事業者	現場名	就業年月	就業日数
○建設	××ビル	2019.6	22日
○建設	□□住宅	2019.7	19日
○建設	△△号	2019.8	11日
計	3現場		52日

○技能や経験の確認や証明の簡易化

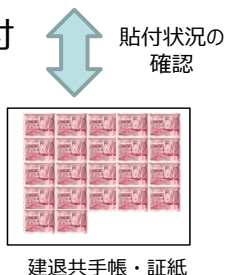
- ・取得した資格やこれまでの経験を簡易に確認、更なるスキルアップを促進
- ・自身の経験などを簡易に証明

本人情報	就業履歴
0123456789	○建設(株)
建設太郎	△市住宅建設工事
560/07/01	×市住宅建設工事
男	就業日数計○○日
03-xxxx-xxxx	
保有資格	
×××資格	○○○研修受講



○建退共証紙の確実な貼付

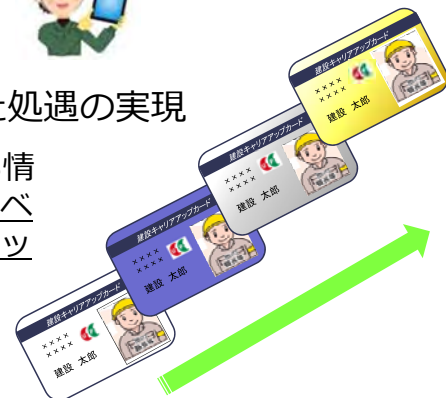
- ・システムに蓄積された就業履歴を活用し、建退共手帳への証紙の貼付状況の確認が容易に



○経験や技能に応じた処遇の実現

- ・システムに蓄積される情報を活用し、技能者レベルに応じたキャリアアップカードの色分け

※当面は、登録基幹技能者に対し、ゴールドカードを交付



※その他、システム利用やカード取得・保有によるメリットについて検討中

3. システムの利用料金

建設キャリアアップシステムの利用料金

システムの普及目標

- 「全ての技能者、事業者の登録と全ての現場での就業履歴の蓄積」を目指す。
- 具体的には、初年度100万人の技能者登録、5年で全ての技能者、事業者の登録を目指す。

技能者の利用料金

【インターネット申請の場合】
2,500円

【郵送・窓口申請の場合】
3,500円

・カードの有効期間は**10年**
(Eレベルについては3年)

= 1年当たり250円又は350円

※Eレベル：本人確認書類未提出者
※有効期間内にカードの紛失、破損等があった場合、発送費を含む実費相当（約1,000円）で再発行予定。

事業者の利用料金

【料金体系】

料金の種類		設定方法	支払い	対象
①事業者登録料		資本金	5年毎	全事業者（個人事業主を含む）※
システム利用料	②管理者ID利用料	管理者IDの利用数	毎年	全事業者（個人事業主を含む）
	③現場利用料	技能者の就業履歴回数	毎年	元請として現場を登録する事業者

※事業者登録料については、一人親方は無料。

①事業者登録料（5年ごと）

資本金	新規・更新（円）
500万円未満	3,000
500万円以上1,000万円未満	6,000
1,000万円以上2,000万円未満	12,000
2,000万円以上5,000万円未満	24,000
5,000万円以上1億円未満	30,000
1億円以上3億円未満	60,000
3億円以上10億円未満	120,000
10億円以上50億円未満	240,000
50億円以上100億円未満	300,000
100億円以上500億円未満	600,000
500億円以上	1,200,000

※一人親方は無料。 ※消費税（8%）を含む。

②管理者ID利用料（毎年）

ID数	料金
1	2,400

※以降、1IDごとに2,400円。

・管理者IDの取得により、事業者情報の管理、現場の登録、技能者情報の閲覧、帳票出力が可能。

③現場利用料（毎年）

就業履歴回数	料金
1回	3円

・現場に入場する日単位で課金

【試算の前提】

- ①現場利用料は、元請として現場を登録する事業者のみが負担（下請となる場合は負担せず）。
- ②現場利用料については、技能者1,000人日/完工高1億円と仮定し、年間完成工事高のうち、7割の現場で就業履歴の蓄積があると想定。

◆事業者モデル（一人親方）

項目	規模
資本金	-
年完工高	1,000万円
管理者ID取得数	1 ID
種別	試算
事業者登録料	0円/年
管理者ID利用料	2,400円/年
現場利用料	420円/年
合計	2,820円/年

◆事業者モデル①

項目	規模
資本金	1,000万円
年完工高	1億円
管理者ID取得数	1 ID
種別	試算
事業者登録料	2,400円/年
管理者ID利用料	2,400円/年
現場利用料	2,100円/年
合計	6,900円/年

◆事業者モデル②

項目	規模
資本金	1億円
年完工高	10億円
管理者ID取得数	1 ID
種別	試算
事業者登録料	12,000円/年
管理者ID利用料	2,400円/年
現場利用料	21,000円/年
合計	35,400円/年

◆事業者モデル③

項目	規模
資本金	10億円
年完工高	100億円
管理者ID取得数	5 ID
種別	試算
事業者登録料	48,000円/年
管理者ID利用料	12,000円/年
現場利用料	210,000円/年
合計	270,000円/年

◆事業者モデル④

項目	規模
資本金	50億円
年完工高	1,000億円
管理者ID取得数	10 ID
種別	試算
事業者登録料	60,000円/年
管理者ID利用料	24,000円/年
現場利用料	2,100,000円/年
合計	2,184,000円/年

◆事業者モデル⑤

項目	規模
資本金	500億円
年完工高	1兆円
管理者ID取得数	50 ID
種別	試算
事業者登録料	240,000円/年
管理者ID利用料	120,000円/年
現場利用料	21,000,000円/年
合計	21,360,000円/年

4. システムを活用した政策展開

- 建設キャリアアップシステムの導入で確認が可能となる、技能者の保有資格及び就業履歴のデータを活用し、個々の技能者の知識や技能と組み合わせた「能力評価基準」を策定する。
- この能力評価基準に基づいて技能者を評価する枠組みを構築し、レベルに応じてキャリアアップカードを色分けすることで、技能者の技能や経験に応じた処遇の実現に向けた環境整備を行う。
- 更に、この技能者の能力評価基準と連動した専門工事企業の施工能力等の見える化を進め、良い職人を育て、雇用する専門工事業者が選ばれる環境を整備する

能力評価基準の要素

- 保有資格（キャリアアップシステムに登録される）
- 就労実績（キャリアアップシステムに蓄積される）
- 職種に応じた知識・技能 等

これらを組み合わせる評価

※カードのカラーはイメージ

評価基準に合わせてカードを色分け



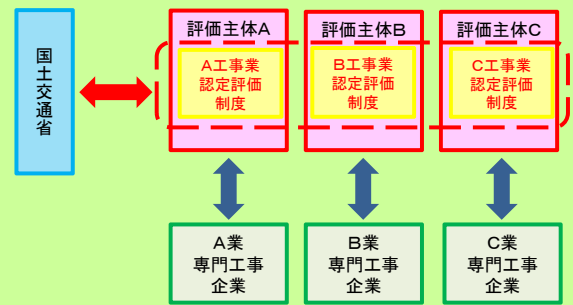
建設キャリアアップシステムに登録した技能者に対し個別に配布されるキャリアアップカードを、レベルに応じて色分けする

専門工事企業の施工能力等の見える化のイメージ

【見える化の対象項目（イメージ）】

- 所属する技能者の人数・評価
- ※ 建設キャリアアップシステムに基づく技能者の能力評価と連動
- 表彰・工事実績
- 建機の保有状況
- 安全性（無事故期間 等）
- 処遇・福利厚生（社会保険等への加入状況 等）
- 人材確保・育成（研修制度 等）
- 地域貢献（災害復旧、地域活動への貢献 等）
- 経営状況 等

（将来的なイメージ）



※評価主体としては、専門工事業団体等が考えられる。
※各評価主体が行う企業評価の項目や手法についてガイドラインで定める。

開発スケジュール等	技能者	専門工事業者	元請業者
H29年度	【全ての建設業関係団体を一同に集めた説明会開催】※地方ブロック単位でも開催		
	【技能者の評価】 ・検討会の設置（11月） ↓ ・中間とりまとめ（3月）	【専門工事業者の評価】 ・評価内容・方法の検討	
【冬頃～】 ・技能者登録準備 ・事業者登録準備			
H30年度	<引き続き検討>		
【年度当初】 ・技能者登録開始・カード交付開始 ・事業者登録開始			
【秋】 ・システム運用開始			【働き方改革等への活用】 ・システムを活用した社会保険加入徹底方策の検討 ・建設業における働き方改革に資するシステムの活用方策について検討
	↓ 評価制度の枠組みの提示 ↓ 〔制度の運用に向けた準備〕		
H31年度～	○ システムを活用した技能者・専門工事業者の評価制度の運用開始 ○ システムを活用した働き方改革等への対応		

【厚生労働省との連携】システムを活用して技能者の処遇改善を図る取組を行う事業主に対する支援策について、当該取組の効果（能力開発促進、賃金向上など）を見極めながら、厚生労働省と検討を進める。
・建退共制度の一層の活用に向け、建退共における電子申請方式の導入に向けた動きと連携して検討を進める。

建設技能者の就業履歴や保有資格を業界統一のルールで蓄積する建設キャリアアップシステムが平成30年秋に運用開始されることを踏まえ、システムの導入が技能者の処遇改善に繋がるよう、システムに蓄積される情報を活用した建設技能者の能力評価のあり方について検討を行う「建設技能者の能力評価のあり方に関する検討会」を設置する。

1. 検討会委員

右記のとおり

2. 検討内容

- ・評価の客観性の確保
 - ・技能者の能力を評価する要素
 - ・評価に要するコスト（費用・時間・手間）
 - ・業種間のバランス
- ※諸外国の能力評価制度の調査や国内の資格制度の整理も実施
 ※専門工事業団体等へのアンケート調査も検討
 ※専門工事企業の施工能力等の見える化への連動も視野に入れて検討

3. スケジュール

- 平成29年11月13日（月） 第1回検討会
 12月14日（木） 第2回検討会
 平成30年 1月29日（月） 第3回検討会
 （時期未定） 第4回検討会
 ※状況に応じ第5回検討会の開催も検討

3月 中間とりまとめ

委員

○座長

芝浦工業大学建築学部建築学科 教授	蟹澤 宏剛○
千葉経済大学経済学部経営学科 准教授	藤波 美帆
(一社) 日本型枠工事業協会 常任理事	後町 廣幸
(一社) 日本建設躯体工事業団体連合会	青木 茂
(一社) 日本機械土工協会 労働安全委員会委員	鈴木 喜広
(公社) 全国鉄筋工事業協会 理事	池田 慎二
(一社) 日本左官業組合連合会 理事 技術顧問	鈴木 光
(一社) 全国建設室内工事業協会 理事	武藤 俊夫
(一社) 日本電設工業協会 常務理事	中山 伸二
全国管工事業協同組合連合会 理事・技術部長	大熊 泰雄
(一社) 日本空調衛生工事業協会 人材委員会委員	安達 孝
(一社) 日本建設業連合会	能登谷 英俊
(一社) 全国建設業協会 業務執行理事	星 直幸
(一社) 全国中小建設業協会 常任理事	河崎 茂
(一社) 住宅生産団体連合会 工事CS・安全委員会副委員長	宗像 祐司
全国建設労働組合総連合 技術対策部長	小倉 範之
(一財) 建設業振興基金建設キャリアアップ運営準備室 総括研究部長	田尻 直人

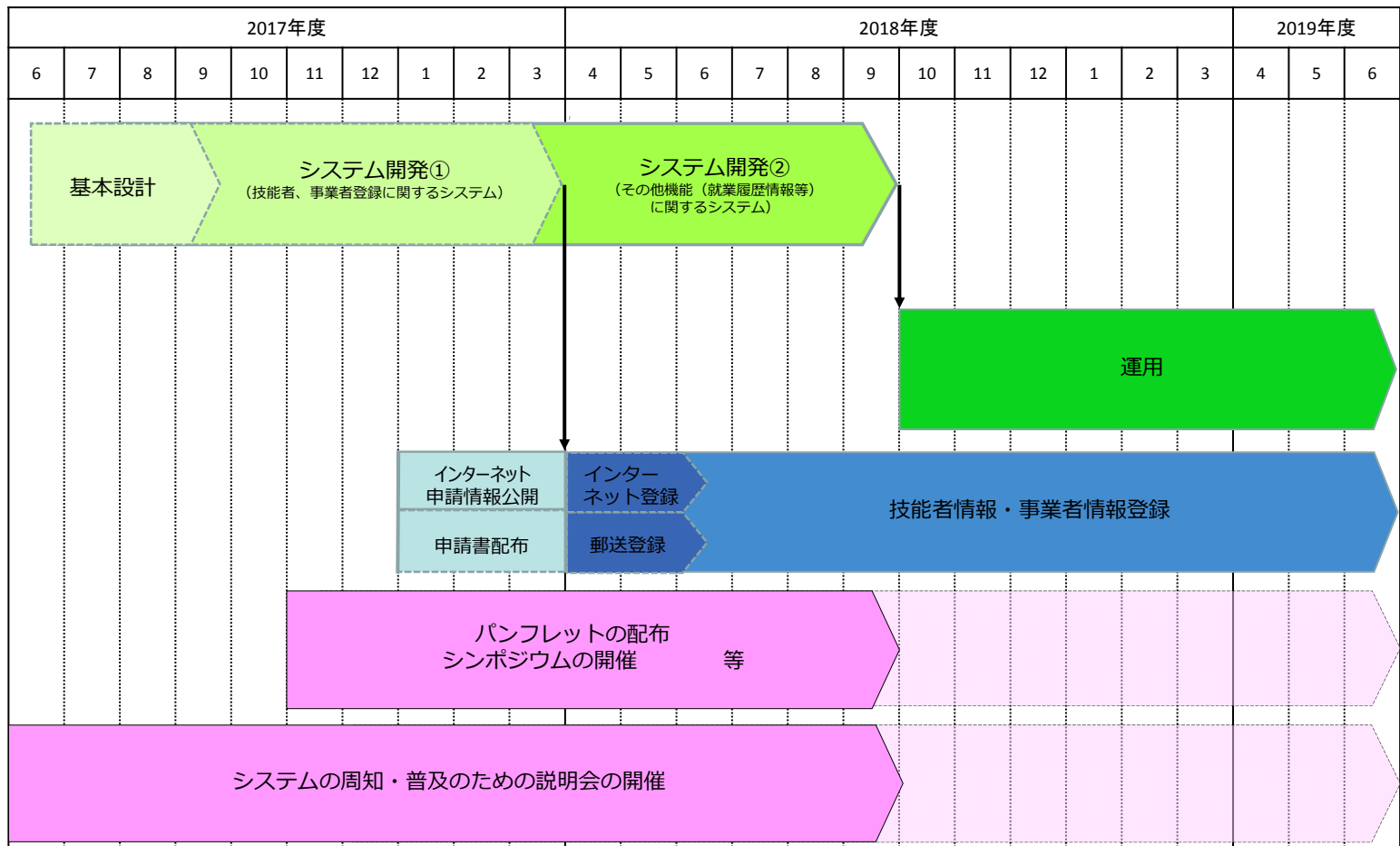
オブザーバー

(一社) 建設産業専門団体連合会 常務理事	道用 光春
厚生労働省職業安定局雇用開発部雇用開発企画課 建設・港湾対策室長	吉野 彰一
厚生労働省人材開発統括官能力評価担当参事官室 上席職業能力検定官	奥野 正和
国土交通省住宅局住宅生産課 木造住宅振興室長	武井 利行

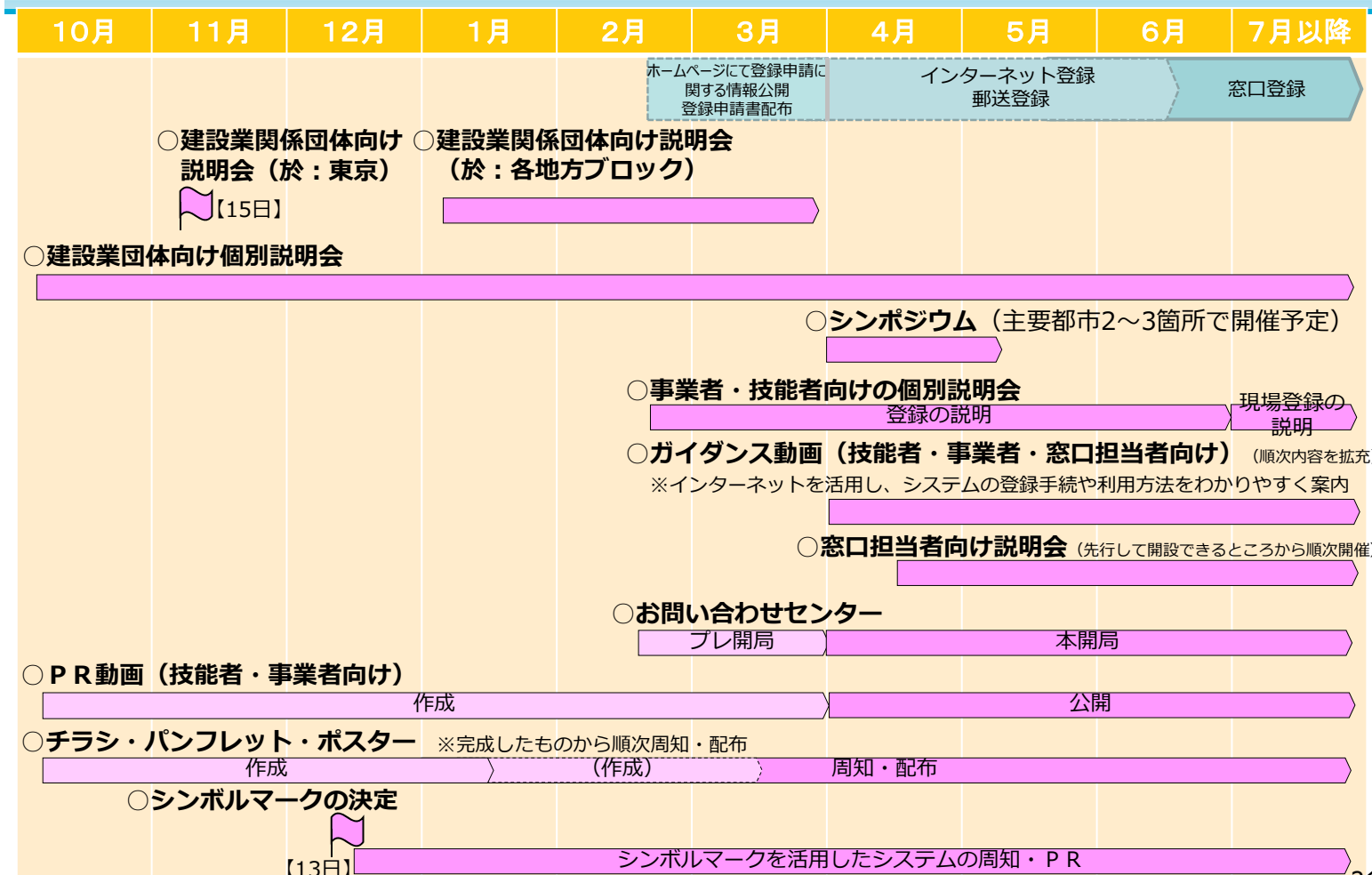
【事務局】

国土交通省土地・建設産業局 建設市場整備課長	出口 陽一
国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課労働資材対策室長	矢吹 周平
国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課 専門工事業・建設関連業振興室長	高田 龍 18

5. 今後のスケジュール



20



21

0.23億円(H29年度比1.05)

・平成29年度までに、企業単位では許可業者の加入率100%、労働者単位では製造業相当の加入状況とすることを目標に、平成24年度より**社会保険加入促進のための総合的な対策を推進**。

- 【主な対策】
- ・建設業許可・更新時に加入状況を確認・指導、未加入の場合は保険当局に通報(H24.11～)
 - ・「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」により、元請企業が未加入の下請企業を指導(H24.11～)
 - ・見積書に法定福利費を内訳明示し、元下契約の中で必要な金額を確保する取組を推進(H25.9～)
 - ・公共工事において、加入企業に限定する対策を導入(H26.8～)

・これまでの取組により一定の成果が見られるが、**加入の徹底・定着**を図っていくため、小規模事業者・労働者単位の加入や法定福利費の確保等、課題の残る分野を中心に、引き続き対策を実施。

◆現状・課題

- ・小規模事業者や労働者単位での加入を徹底するため、正しい理解の浸透を図るとともに、よりきめ細かな対応が必要
- ・元下間で法定福利費が十分に確保されていないことにより、社会保険に加入した企業の経営を圧迫している状況

◆主な対策・施策の内容

○法定福利費の支払い状況等に関する実態調査

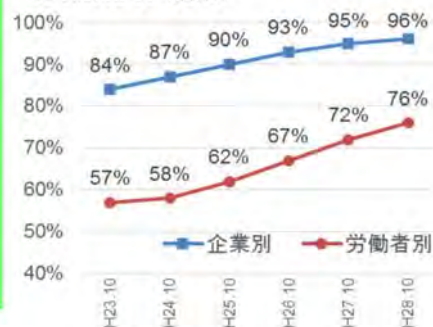
- ・発注者から元請、元請から下請への法定福利費の支払い状況等について実態把握を行う。

○建設キャリアアップシステムを活用した加入徹底

- ・建設キャリアアップシステムを利用して社会保険の加入徹底を図るため、未加入の下請企業や現場作業員に対するシステムを活用した加入指導方法等について検討を行う。

◆社会保険加入率の推移

(雇用保険、健康保険、厚生年金保険の3保険に全て加入している割合)



出典：公共事業労務費調査